

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和2年9月15日（火）  
午前10時00分～午後4時31分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	いじま 文彦 岩崎 みなこ しらた 満	副委員長 委員 委員	大くま 真一 本間 としえ 山崎 ゆうじ
--------------	-----------------	---------------------------	------------------	----------------------------

出席説明員	くらしと文化部長 文化・生涯学習推進課長 スポーツ振興課長 子ども青少年部長 児童青少年課長 教育部長 教育部参事 教育企画担当課長 永山公民館長 図書館本館整備担当課長 教育センター長	須田 雄次郎 古谷 真美 森合 正人 本多 剛史 植田 威史 鈴木 恭智 山本 勝敏 室井 裕之 北方 静史 萩野 健太郎 田島 佐知子	オリンピック・パラリンピック (兼)スポーツ振興担当部長 文化施策担当課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子育て支援課長 子育て・若者政策担当課長 教育部参事 教育振興課長 文化財担当課長 図書館長 学校支援課長	小林 弘宜 宮崎 武 齊藤 義照 松崎 亜来子 水野 誠 細谷 俊太郎 加藤 大輔 藤田 純 横倉 妙子 麻生 孝之
-------	---	--	--	---

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 2陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情	不採択すべきもの
2 2陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	採択すべきもの
3 2陳情第15号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情	採択すべきもの
4 第103号議案 多摩市立市民活動・交流センター条例の制定について	可決すべきもの
5 第105号議案 多摩市立多摩ふるさと資料館条例の制定について	可決すべきもの
6 第104号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課 教育振興課
2 第4次多摩市生涯学習推進計画策定の進捗状況について	文化・生涯学習推進課
3 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化・生涯学習推進課
4 多摩市文化芸術方針の策定について	文化・生涯学習推進課
5 多摩市文化振興事業等業務委託 休館中文化事業の実施状況について	文化・生涯学習推進課
6 新型コロナウイルス感染症による施設管理への影響について	スポーツ振興課
7 温水プール及び総合福祉センター指定管理者制度更新方法の変更について	スポーツ振興課
8 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期におけるIOC及び組織委員会等の動きについて	オリンピック・パラリンピック推進室
9 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針」の再改訂について	オリンピック・パラリンピック推進室
10 令和2年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子育て支援課
11 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の追加実施について	子育て支援課
12 (仮称) 子ども・若者総合支援条例の進捗について (報告)	児童青少年課

13	令和3年度に向けた学童クラブ待機児童対策について	児童青少年課
14	連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	児童青少年課
15	GIGAスクール構想の進捗状況について	教育振興課
16	就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の単価改正について	学校支援課
17	令和3年度使用多摩市立中学校教科書採択の結果について	教育指導課
18	平成31年度における多摩市学校事務共同実施業務状況について	教育指導課
19	「第二次多摩市特別支援教育推進計画」の策定の進捗状況について	教育センター
20	令和2年9月からの発達支援室・教育センター初回相談窓口の統合について	教育センター 発達支援室
21	中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について	図書館
22	関戸図書館・永山図書館の自動貸出機等導入に伴う休館について	図書館
23	新型コロナウイルス感染症対策に伴う多摩市公民館施設使用料のモニタリング期間終了後の対応について	永山公民館

午前10時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情を議題とする。

本陳情の内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あったら願います。

植田児童青少年課長 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について市側の説明を行う。こちらについては東京都の子供・子育て支援交付金の中にある放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業が平成29年度から実施されている。学童クラブ事業を行うものが放課後児童支援員に対し経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す、または設けている場合に、3つの段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助するものである。経験年数がおおむね5年以上の放課後児童支援員で、指定の研修を受講した者、そして経験年数がおおむね10年以上の放課後児童支援員で指定の研修を受講した事業所長的立場にある者で、これを受けて多摩市としては令和元年度から予算化している。この中で予算化しているものについては施設長的立場にある者で一施設当たり当時37万7,000円を委託料に見込んでいる。学童クラブは19施設あったので全体では716万3,000円の増となっている。令和2年度に関しては、元年度と同様の考え方で見込んでいる。ただし、予算積算時に東京都から示された補助額が変わっており、一施設当たりこちらについては38万4,000円ということで見込んでいる。こちらは令和2年度から20施設に変わっているので、合計だと768万円ということになる。

これと併せて東京都の学童クラブ事業実施要綱の中の支援事業メニューがあるが、その中で放課後児童支援員等処遇改善等事業については、この賃金の改善ということで平成30年度から加算実績額を確認して、こちらの

ほうは委託料に反映している。ただし、都補助の基準額に応じた上限額の設定があるためこれに準じているということである。

賃金改善に伴う事業費補助については、放課後児童支援員の最初に言ったキャリアアップ処遇改善事業と、後段で言った放課後児童支援員等処遇改善等事業の両方を実施する場合には、放課後児童支援員等処遇改善等事業の執行を優先させることになっている。したがって、令和元年度に見込んでいた予算額においても、まずは放課後児童支援員等処遇改善等事業を優先して該当者を確認する。次に、最初に申し上げたキャリアアップのほうに該当しているかどうかを判断する。去年は各法人の賃金改善の状況や、その中でキャリアアップに充てられる割合などの実績を確認させていただいた。令和2年度以降については、これまで多摩市としても子供・子育て支援を利用する市民の立場に立ち、待機児童の対策や学童クラブの新設や増設等に予算をかけてきたところもあり、委託料についてもこれまで放課後児童支援員等処遇改善等事業を見込んでおり、元年度実績を見る限り来年度すぐに満額支給できるような状況にはないので、こちらの陳情については、満額の委託料を見込むことは難しいと現在のところは考えている。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 このキャリアアップ処遇改善は、今の説明だと二階建てで、通常の処遇改善があり、その上にキャリアアップ処遇改善があって、1段目の処遇改善を優先していくような制度になっている。これは昨年同様の陳情があった際にも説明いただいた。そのうちの二階建て部分の3段階あるうちの1つだけが今多摩市としては対象となっていて、それが37万7,000円、38万4,000円という金額になっていることは理解した。

まず前提で確認しておきたいと思うが、一斉休校の対応などで学童クラブの皆さんにはかなり役割を果たしていただいたなと感じているが、一方で、学童クラブで働く皆さんの処遇は全産業平均と比べても低い状況があるという報道等もされている。市としてこの処遇改善の必要性についてはどのように捉えているのか確認したいと思う。

植田児童青少年課長 市としては、これまで市の委託料の積算の中で東京都の保育士の本

俸基準額を基に人件費を見込んでいることもあり、我々としては、その処遇が悪いというか低いといったことには当たらないだろうと考えている。また、このコロナ禍において学童クラブの運営、感染リスクを回避しながら学校休業中も朝から子どもたちを受け入れるなど、学童クラブが果たした役割は非常に大きいと考えている。そういった中で、学童クラブの必要性は、本当に大事であると認識している。

大くま委員 低い水準ではないと言われるが、保育士を基準にしているということであるが、保育士をとってみても全産業平均で見ればまだまだ十分ではないと私は考えているし、そういったことがあるから処遇改善が今社会としては進められているものだと理解している。そういう点は受け止めていただきたいと思うが、このキャリアアップ処遇改善事業は今の程度市内の学童クラブで利用されているのか確認したいと思う。

植田児童青少年課長 令和元年度の実績で申し上げますと、19施設中6施設で、まず第1段階目の子ども市がお支払いしている37万7,000円、こちらのほうの満額が6施設で該当している。1施設で一部該当、12施設では該当なしということで、19施設中37万7,000円の満額が支給されているのが割合で言うと31.5%という形になっている。

大くま委員 まだまだ満額支給は6施設しかない、一部該当でも1施設というような状況で、そういった中で市としては対象を拡大していくことはまだ考えていないのだと思うが、二階建てということで、その下地となるというかキャリアアップとついていない処遇改善事業のほうほどの程度活用されているのか確認したいと思う。

植田児童青少年課長 市が申請した補助金の考え方で申し上げます。対象は支援単位となっているので、平成30年度の実績では50支援単位中11支援単位に対象者がいた。満額では1支援単位にとどまっている。令和元年度の実績では、50支援単位中48支援単位で対象者がおり、満額では12支援単位となっている。

大くま委員 支援単位となるので、施設と直接イコールにはならないので少しわかりづらいが、令和元年で言うと12支援単位が上で言った6施設と1施設の一部該当に当たるのではないかと感じる。今このキャリアアップ処遇改善

事業については、26市など近隣市の状況はどうなっているのかを確認したいと思う。

植田児童青少年課長 2019年度、平成31年度の子供・子育て支援交付金活用状況調査によれば、放課後児童支援員等の処遇改善等事業を活用している自治体が26市中、民設民営は除けば実績は5市になる。そしてもう一方のキャリアアップを活用している自治体が、民設民営を除いて実績では4市となっている。

大くま委員 制度自体の活用が進んでいないという実態があるのだと思うが、これは近隣市だけの傾向なのか、また全国的に見てどういった傾向なのかを確認したいと思う。

植田児童青少年課長 キャリアアップ処遇改善の国の状況などをインターネット等で調査したところであるが、大体全国平均では2割程度、2割弱かその程度が全国の自治体で活用されているような状況を報道等で伺っているところなので、制度としてそれが非常に低いかどうかはあると思うが、なかなか使われていない状況があるかを感じているところである。

大くま委員 最後にするが、処遇改善の必要性がある中で制度が作られたが、全国的にもこの活用が進んでいないのは、実態と乖離していて処遇改善を進めたいと思ってもそれが使えないような状況があるのだと、質疑の中で私は感じているところである。今回陳情も上がっているし、処遇をきちんと改善して欲しいという現場の声も受け止めながら政策を進めていただきたいと申し上げて終わる。

本間委員 まずこの陳情であるが、昨年9月に全く同じものが出ていて、1年前は不採択ということで結論が出ているかと思って、今年また全く同じものが出てすることに少し驚いたが、状況は37万7,000円が出るというところで、先ほど児童青少年課長から御説明いただいて、結局まだ3分の2程度の施設がそれを全く出していないというところでは、出せる状況がどういったものかわからないが、施設で出していないで、結局それを市に返す、都に返すという形になっていくかと思う。それがまだそういった状況では、出したところでまた戻ってくるという状況が続いてしまうかを感じているが、その辺を市はどのように考えているのか。

植田児童青少年課長 補助金の性質上入りと出がある。我々は法人からいただいた賃金の確認表と照らし合わせて支援単位ごとに東京都・国に補助を申請するので、それがイコールそのまま法人に行くということではないが、基本的に予算と決算というところで大きな乖離が出てしまうことは否めないかと思っているので、せっかく予算として取っても、それが決算あるいは精算の中で返金されてしまってもうまく効果的に活用されないのはあまりいい形ではないと考えている。

岩崎委員 今、本間委員が言われたように昨年も陳情が出ていたのは確かにそうであるが、少し気になっているのは、このキャリアアップ事業の使い勝手が悪いのだろうと感じている中でも、市が委託料を渡している中でこういう陳情がどうしても出てきてしまうのは、委託先が人件費をそれぞれ違う金額で支払っている可能性があるのではないか。

植田児童青少年課長 市がキャリアアップ分を委託料に上乗せして盛り込んでも、結局その金が実際に支援員の賃金にどう反映されるのかについては、法人の考え方や給与表があるだろうから、そういったものによるところが非常に大きいと思っている。法人がどのようにその賃金を支払うのかについては、今ここで市は何とも申し上げられないところである。

岩崎委員 可能性がいろいろあることかと思うが、委託先を信頼して学童クラブを運営されているわけで、賃金に関してもきちんとした支払いがコロナの状況であってもされていることはあるのだろうと思うが、同じところからこのように出てくるというところでは、その認識で気にしていただきたいということが一つある。それと、先ほど植田児童青少年課長が、こちらの学童クラブは保育士も上がってきている中でそれほど処遇が悪くないのではないかと言われたが、エッセンシャルワーカーとして今動いておられる人たちの中でもそれほど処遇が高い方は少ないと思うところでは、その認識があるとなかなか前へ進めようという原動力にならないかと思うので、そのところをもう一度確認したいと思う。

植田児童青少年課長 多摩市において26市との学童クラブ費の比較をお話し申し上げると、学童クラブ費は26市の中での人口比、施設比、児童比の比較があるが、この中で多摩市として言えるのは、26市中1位～3位の費用をかけてい

るところもある。そしてまた、先ほどエッセンシャルワーカーという話もあったが、今回のコロナ禍の中で学童クラブの支援員たちに非常に活躍していただいた。そういった中で、市としても障害福祉課に支援してもらって、子ども用のマスクの配付、感染リスク回避のために購入した備品、消耗品、消毒液やサーキュレーター、コルクマット、ターフの補填、さらに学校協業中に消毒作業等でプラスで発生した人件費についても委託先の法人にかかり増し経費ということでその分は上乘せする考えでいるので、私どもとしてもその辺のところは学童クラブに対しての支援ということで行っているところである。

岩崎委員 市は学童クラブの方たちの重要性を相当認識していると私も今思うが、処遇改善はこのやり方しか今はないのかどうかかわからないが、もう少し何とかならないのかという思いは持ちながら、いろいろと補助金、助成金の考え方でやっていただきたいなというところは申し上げておく。

しらた委員 市内の利用率は31.5%であるが、この利用率を上げるには何か得策というか、せつかく予算をつけても戻される状態であれば、何かいい方法はなにか、市でもお考えがあるのか。

植田児童青少年課長 19施設中6施設での満額該当の31.5%をさらに使っていただく方策が特に市にあるわけではないが、こちらに該当するためには、先ほど申し上げたとおり、まず最初の放課後児童支援員等の処遇改善等事業を採用してもらうことと、さらにキャリアアップに進んだときには指定の研修を受けることが条件としてあるので、こちらはしっかりと法人にやっていただく。要するにこういった御案内をしっかりと、要件に該当する方についてはしっかりと私どもに賃金改善表ということを示してほしいと申し上げることになる。

しらた委員 事業者ごとに考えがそれぞれあることと、研修等を受ける体制がその場所によって違うということで、その6施設が受け、あと1施設は全額ではない、そして12施設は全然やっていないというか必要ではなかったということは、それぞれの施設ごとに方針があるのか。そういうことを市が何かアドバイスするのではなく、全体的に国や都の考えを変えていくほうが早いのか。

植田児童青少年課長 言われるとおりで考えている。国・都の補助事業としてこういった制度があり、私どもとしてはしっかりとこの制度の内容を御案内するということになるので、国や都の制度が改めて何か改善されるのであれば、それはそれでまた私どもから御案内する形になろうかと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 2陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論を行う。

質疑の中では、キャリアアップ処遇改善事業がなかなか広がっていない実態が明らかになった。処遇改善の必要性が広く認知され制度化までされながらも、それが使いづらいために活用されていないという実態は、大変もったいない状況だと思う。市としてもなぜ活用が進まないのかという課題を把握し、現場からは処遇改善の必要性が繰り返し述べられる中で、その課題をきちんと把握した上で国や都にも制度の充実を求めているいただきたい。それが必要だということを申し上げる。そして、学童クラブ支援員の皆さんの処遇がまだまだ十分とは言い難い。これは学童クラブ支援員の間で比較することではなく、全産業平均で考えながら、仕事としてその処遇が十分なのかを考えることが必要だと思う。そういった状況の中で、多摩市としては3つある区分のうちの1つしか支給していないという状況で、少なくとも今制度化された3段階をきちんと制度化して支給することが、市としてすぐにやれることだと考える。まずはすぐにやれる処遇改善を具体的に進めるべきだと申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま御意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関す

る陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、2陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題とする。

なお、陳情第14号については署名の提出があったので事務局より報告させる。

事務局 2陳情第14号について、これまでの署名は21名だった。本日までに追加の提出が133名あった。合計して154名である。

いいじま委員長 本件については陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 御異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って御発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者(大谷氏) 新日本婦人の会多摩支部・大谷である。今年新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三密を避けるために分散登校や時差登校が実施された。その間20人程度で授業を受けた子どもたちは、いつもより授業がよくわかった、手を挙げやすかったなど、少人数での授業が居心地のよいものとして受け止められた。また、教師からも、子どもと丁寧に関わることができたと聞いている。20人程度で授業が受けられれば、感染から子どもを守り、豊かな学びを実現することができると思う。現在の40人学級では子どもたちの命と健康を守ることはできない。そのためには少人数学級にして教職員を増やすことが不可欠である。さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら授業時間確保に追われている学校現場から悲痛な声が上がっている。様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた

教育を保障するため全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しているが、国の責任による少人数学級は小学2年で止まったまま8年連続で見送られている。コロナ禍の中で20人学級を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いである。それに応じて自治体独自の少人数学級は着実に前進している。しかし、国の責任による施策でないため自治体格差が広がっている現実である。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく国が責任を持って少人数学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが重要である。

以上の趣旨に沿って国に対する意見書を採択していただくようお願いする。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あったらお願いします。

麻生学校支援課長 それでは、市の取り組みの御説明をさせていただきたいと思う。まず学級編制についてである。学級編制については、国の法律、それから東京都の基準により学級編制の数が決められている。まず法律であるが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の中で1学級は40人、小学校1年生については35人という規定になっている。この数字を標準として各都道府県の教育委員会が学級の数を定めることとなっている。また、東京都においては、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準にある基準に基づいて1学級は40人、小学生1年生については35人という規定になっている。ただし、小学校2年生及び中学校1年生については35人にすることができるという規定になっている。以上のことから、本市においては小学校1・2年生は35人、小学校3年生～6年生については40人の学級編制をしている。また中学校においては、中学校1年生が35人、中学校2年生から3年生については40人で学級編制を行っているところである。また、教員についてであるが、多摩市立学校の教員は東京都で採用された職員である。給与等についても東京都から支給されているところである。

今回20人学級ということで陳情があったが、こちらについての課題としては、このまま通常学級が20人学級に編制された場合、教室の不足、

それから教員の不足、こういったものが考えられる。また本市としては、現在教育委員会では35人学級の充実について東京都教育長会を通じて東京都に要望しているところである。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 現状はよくわかった。今少人数学級について進めていくような報道もあるが、国や都の動向と市の意向、一般質問などでも取り上げられたが、一度ここで確認をしたいと思う。

麻生学校支援課長 先ほども申し上げたとおり市の教育委員会としまして、35人学級をこれからは拡充したいという考えである。

大くま委員 国でも35人であるが少人数学級を進めていくというような報道もあるので、そういったことを説明していただきかったなと思うが、今陳情者の説明にもあった学校再開に当たっては分散登校というような形で少人数学級の状況が多摩市でも生まれた。子どもたちにとってはわかりやすかった、先生たちにとってはやはり細かく目が届くようになった、こういった声も聞いているが、この点についてはどのように受け止められているのかをお聞きしたいと思う。

麻生学校支援課長 5月に分散登校があり、20人学級が実現していた時期が若干ある。その中では学校の現場からは子どもたちにより詳細に内容を伝えることができる、または個々の生徒・児童の体調面や健康面といったこともよく話ができるようになったというところは伺っているところである。

本間委員 政府で平成29年から10か年計画で学校における働き方改革の観点も踏まえて教職員の配置など一体的に検討が行われていると認識しているが、現在の状況はどのように進められているのかお伺いする。

細谷教育部参事 働き方改革の進め方の状況ということであるが、これまで昨年4月から教職員の出退勤管理システムを導入し、在校等時間の把握が可能となっている。またスクールサポートスタッフや部活動指導員、部活動支援員等を配置することで教員の一定の業務負担軽減には資するものとなっている。さらに、この夏もであるが、夏季休業中に学校完全閉庁日を設けて確実に5日以上教員が休めるように配慮してきたところである。

本間委員

公明党としても、少人数学級はぜひ進めていただきたいと思っている。こちらの問題点ということで先ほど学校支援課長から御説明いただいたが、教室が不足するというお話の中では、国に対してだと、国で少人数学級推進のための公共施設等の利用というところでは、学級編制の標準の引き下げにより教室が不足する場合には義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づいて校舎の新設・増築に対する国庫補助金を行っているというところを聞いています。少人数指導のため公共施設を利用することは現行法上も可能であると聞いています。さらに小学校設置基準もあり、中学校設置基準も同じであるが、その第12条で、小学校は特別の事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合はほかの学校等の施設及び設備を使用することができると聞いています。人数制限は本当に変えていただきたいと思うが、教室が20人ではなく例えば30人だとして、教室に関して非常に問題があると市では考えられるのか。当然市にも負担が来ることもあるので、国の考え方で今は教室に関しての話であるが、その辺はどのように考えられるのか。

加藤教育振興課長 教室についてである。今の基準、一教室当たりの児童数を減らした場合については、当然教室数も必要になってくる場所である。今、委員からあったが、教室不足の解消に係る校舎の増築をした場合については公立学校施設整備費負担金といったものが該当してくるところになるかと思う。ただ、国で今進めようというお話もある35人学級になった場合についても、全国的な動きになってくる場所がある。そうしたところでの補助金・負担金の制度はそれに併せて考えられる部分もあるので、現状の負担金をそのまま横引きできるかわからない。そういったところも踏まえていく部分と、あと状況によっては増築等も必要になってくる部分もあるかと思っている。それは規模によって変わってくる場所であろうかと思っている。そのあたりのところは、財源と施設の面積的な部分が課題になってくるかと考えている。

本間委員

また別の話で、こちらの陳情で20人学級を要望されているが、例えば21人になってしまった場合、10人や11人の教室に当然なると思うが、そういったときに10人でいいのか、そういったことはどのように考えられるのか伺います。

山本教育部参事　一クラス当たりの人数が20人ではなく本当に少なくなってしまって10人程度になった場合、学校の教育活動という部分でまずお答えをさせていただければと思うが、確かに一定の人数がいることによって子どもたちが一緒に共同しながら何かの目標を達成していく、こういった活動については非常に充実したものになってくると考えている。ただ、人数が少なくなったからといって教育活動が停滞してしまうようなことはない。だから、10人であろうが20人であろうが、こういった人数に関わらず学校においてはやはり教育活動を充実させていくことを進めていかなければならないと思っている。ただし、先ほども申し上げさせていただいたが、学校の特徴としては、対面でお互いに関わり合いながら、学び合いながら教育活動を進めていくことが非常に効果を上げていくと考えている。そういった意味では、10人を下回ることによってそういった教育の効果が若干停滞をしてしまう、下がってしまうところがあるのではないかと考えている。

山崎委員　この20人学級にした場合、教室不足、教員不足と言われているが、もし仮にこれを実行する場合、幾らぐらいの経費が発生するのか試算できなければ教えていただけるか。

麻生学校支援課長　仮に20人学級を編制した場合ということで御質問をいただいた。通常学級を20人で編制した場合、今現状の小・中学校の教室で申し上げると135教室が不足する。また教員については231人不足することになる。仮に一教室を増築するのに1億円かかるとなると135億円、また教員一人の賃金が1,000万円とすると一年当たり23億1,000万円、この分の金がかかることになる。

山崎委員　あと20人学級にした場合の子どもたちにとってメリットとデメリット両方あると思うが、その辺を教えていただけるか。

山本教育部参事　20人学級にしてのメリット、デメリットであるが、メリットについては今回の休校中の分散登校でもあったように、教員が一人ひとりの子どもたちへの関わりを増やすことができる、より丁寧に子どもたちの様子を捉えながら一人ひとりに応じた助言や支援等を行っていくことができることについてはメリットであろうと考えている。一方で、デメリットとまで言っていないかどうかというところはあるが、先ほど本間委員からも御質問があ

ったが、学校の教育の特徴としては、やはり集団の中でお互いに学び合ったり、また対面で学び合うことが一つ学校教育の特徴ではある。だから、学校を、教室もそうであるが一つの社会と考えたときに、これから子どもたちが社会に自立していく力をつける、そういった練習の場でもある。だから、より少ない人数になってしまうと、そういった社会との関わりを持っていく、また社会に出る力を身につけていくというところでは、固定的な人間関係の中で互いに様々な考えを出し合ったりすることになってくる。そういったところは、人数がいることによっていろいろな見方や考え方を知ったり、また他者との関わり方をそこで学んだりすることができてくる。だから、一定の人数がいることによってそういったことが可能になってくるので、人数が少ないことにより、社会で今後子どもたちが自立していく力の育成というところでは若干のデメリットが生じるものと考えている。

山崎委員        そうしたら、今のメリット、デメリットを踏まえて多摩市としては何人ぐらいが一番理想的だとお考えなのか。

鈴木教育部長    繰り返し各課長から今御答弁させていただいているが、多摩市教育委員会としては、冒頭学校支援課長から答弁させていただいたとおり、まずは35人学級の拡充を図っていきたいというのが多摩市教育委員会としての考えである。

岩崎委員        お聞きするのは、今、教育部長が35人学級がいいのではないかと要望しているということであるが、都に要望しているというのは、東京都には35人学級にすると決める権利があるのか。

麻生学校支援課長 冒頭でも説明したが、東京都で学級編制に関する基準を設けている。その中の数字が変えられれば変更することができるということで、この権限は東京都にある。

岩崎委員        東京都に権限があつて、東京都ができるということで、国に要望してもあまり意味がないと思っておられるのかお聞きする。

麻生学校支援課長 こちらも冒頭で御説明したが、国の法律の中でまず基準がある。その基準の中で一学級は40人、小学1年生については35人であるが、そのように決まっている。これを標準として各都道府県の教育委員会が学級の人数を決める段取りになっているので、今回陳情者が申し上げているのはも

ともとの国の法律のほうを20人に変えてもらいたいという趣旨かと思われる。

岩崎委員　　つまり今言われた国の法律が変われば、自然とある程度東京都も変わっていく可能性はあるのかお聞きする。

麻生学校支援課長　当然法律が変われば東京都の基準も変わる可能性はある。

岩崎委員　　そうすると、多摩市は東京都にいつも要望しているようであるが、連携しながら国に要望したことがあるのかお聞きする。

鈴木教育部長　直接的に国に要望したかについては今手元にはないが、東京都教育長会を通じて東京都教育委員会に要請をしている中では、国にも声が届いているものと考えている。繰り返しになるが、学校支援課長からお答えさせていただいているとおり、東京都についても国の法律に基づいて1学級は40人、小学校1年生は35人、小2、中1は東京都の決定の中で35人とすることができるというのが今の現状である。これの拡大を小学校は6年生まで、中学校は2年生、3年生までしてほしいということを、多摩市としては東京都教育委員会を通じてお願いしているところである。

麻生学校支援課長　補足説明をさせていただく。令和元年度東京都教育長会要望事項に対する措置状況ということで、東京都教育委員会から回答をいただいている。その文書の中では、東京都教育委員会からも国に対し要望はさせていただいている状況である。

岩崎委員　　ここ何年間かの間に限らず、結構少人数学級がいいのではないかと思っている方も多かったのではないかと思うが、今回コロナ禍で実際に分散登校を経験していない人はなくなったと思うし、9月入学が出てきたときもあったが、それよりもこの陳情が出てきた意味は大きいかと思うが、この陳情が出てきたことで、なんとか今だったら動くのではないかと思っている国民というか市民の方は多いかと思うが、市の認識の中では、ここでせめて35人学級にしていきたいという思いは強いのではないかと思うが、今後また国に要望しようと思っておられるかお聞きする。

鈴木教育部長　繰り返しになるが、東京都市教育長会長が昨年当市の清水教育長だったが、教育長会を通じての要望は毎年行っているものである。今後も引き続きと思っているし、今、委員からあったように機運が上がってきているのは事

実かと思っている。さらなる要望はしていきたいと考えている。

岩崎委員        そうなると、行政だけをお願いしているのではなく、私たちもやらなければいけないかと思うところであるが、もう一つ、やはり先生の大変さは一人ひとりの個性が子どもたちにあるということでは、どれ一人同じ方がおられないように、たくさん子どもたちの個性を大事にするということはあるが、仕事としてクラス運営をしながら勉強を教えるということでは、多人数というのは先生に負担がかかるという認識をお持ちなのかお聞きする。

山本教育部参事    一クラス当たりの人数が多いということは、今質問者が言われたように教員は一人ひとりの子どもの個性を伸ばしていくための教育活動の充実を目指しているが、一人ひとりになかなか目が行き届かず、そういった教育活動の充実にもなかなかつながっていかないというところでは負担が出てくるだろうと考えている。このほかにも負担ということでは、私自身も現場で教員をしていたが、人数が多ければそれだけ一人ひとりの子どもたちのよさを見て例えば成績などをつけていくときに、40人の子どもたちがいるのと30人の子どもたちがいるのとでは、成績の処理という部分で教員の負担がもちろん出てくる。このように教育活動に関わることと、様々な事務処理を教員も行っているが、そういった部分で子どもたちの人数が多いことによる負担感はある程度あるものと考えている。

岩崎委員        最後であるが、陳情者は20人にしてくれと、言い方は別であるが、展望した少人数学級と言われている部分もあるので、そういう意味では、市の考えているのは20人学級がいいと考えているのではなく35人と先ほど言われたが、今の現状を変えなければいけないのではないかというところをいろいろな方法でやっていったほうがいいと思われているということで、私たちもそういう意見書が出ていくことで少し動くのではないかという期待を持っているが、行政も出していただければ少し動くのではないかという意味があるのかお聞きする。

鈴木教育部長     難しい御質問だと思うが、様々な制度、これは学校に限らないと思うが、我々行政だけで変えられるもの、あるいは市民、国民の思いが国を動かすもの、様々なものがあると思う。これまでも35人学級を拡大して拡充していきたいということで要望してきた中では、様々なチャンネルからの市民あ

るいは国民の総意として発信がされるのであれば、それは一定の成果があるかと思う。

岩崎委員 全然話が違ってしまいが、PCR検査なども要望して少しいろいろな情報が出るようになった意味もあったと思う。いろいろな力を使うのが大事かと思って、この陳情を見させていただいている。

しらた委員 20人学級を展望というところに私も引かかっているのだが、教育委員会としては、展望としての意味をどのように捉えているのかをお聞きしたい。

鈴木教育部長 これは陳情者でなければわからないのではないかと思う。私たちとしては、先ほど陳情者の意見陳述もあったが、その中で35人学級という御発言もあった中では、少人数のほうに進んでいきたいというふうに受け止めている。

しらた委員 私も、そういうことでは少人数のほうが、どちらかというところから少子高齢化で多摩市の人口も減っていくことも考えると、時間がかかっても少人数に少しずつなっていくかという思いもある。そして、このコロナ禍においても学校が再開したときに人数が少なくてよかったという意見もあるので、一概にこの陳情が駄目と言っているわけではないのだが、これからの展望をどう考えていくか、いろいろな条件があるかと思うが、教育委員会でも決して少人数が悪いとは言っていないという理解でよろしいか。

鈴木教育部長 繰り返しになるが、現時点で多摩市教育委員会としては35人学級を標榜しているということの中で御理解いただければと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 2陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論を行う。

一斉休校からの学校再開に当たっては、分散登校という形で少人数学級の状況が生まれた。子どもたちからはわかりやすかったと、先生たちか

らは児童・生徒に細やかに目が届くようになったなどの声が上がっている。また、働き方改革の面で言っても、学級の人数が多い先生ほど長時間労働になっているというような状況が文部科学省の調査でも明らかになっている。さらに、今議会の一般質問で小林市議が取り上げたが、今の学級の人数では感染防止のための適切な距離を取ることが必ずしも十分に行えないという指摘もある。児童・生徒にしっかりと寄り添った学校をつくるためにも、働き方改革を進めるためにも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにも、少人数学級が必要である。市だけでやれるものではない中で、国に対応を求めていくことは必要なことだと思う。

以上申し上げ、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

本間委員

2陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

まず少人数学級については、一学級当たりの人数は少子化や地理的な影響もあり都道府県ごとの差が大きいと認識している。公明党としては、30人以下の少人数編制を可能にするため教職員外部人材などの整備をするよう政府に訴えているところである。今後も公明党としては30人以下の少人数学級の実現を目指し取り組んでいく予定である。そして、公明党の主張も踏まえ、政府は先般閣議決定された「骨太方針2020」においてすべての子どもたちの学びを保障するため少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討するとの文言が盛り込まれた。そして教職員定数の改善についてであるが、学校が直面している様々な課題に対応していくとともに、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改革の実現のためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要があると考えている。このような点を踏まえ、公明党としてはこれまで教職員定数の改善を度々訴えてきた。そして政府は平成29年から10か年計画で学校における働き方改革の観点も踏まえ、教職員の配置などの一体的検討が行われていると認識している。

結論を申し上げますと、陳情項目についてはこれまでも適宜適切な取り組

みが検討実施されており、今後もこの効果を十分検証していく必要があると考える。なお、2について、一クラスの児童・生徒数を少なくすることは多大な財政負担を伴う可能性も高いため、財源をどうするかも勘案しながら論議をされるべきだと考えている。これをもって本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま御意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第14号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を挙手により採決する。本案は、採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったため委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

日程第3、2陳情第15号「1年単位の变形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情を議題とする。

なお、2陳情第15号については署名の提出があったので事務局より報告させる。

事務局 2陳情第15号について、これまでの署名は44名だった。本日までに追加の提出が146名あった。合計して190名である。

いいじま委員長 本件については陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 御異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内と

なっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者（堀氏） 教育を考える多摩市民の会の堀と申す。発言の機会を与えてくださってありがとうございます。今日は、教職員の1年単位の変形労働時間制導入ではなく、コロナ禍での教職員の長時間過密労働解消を求める陳情に関して意見を述べさせていただきます。

9月議会の一般質問において多くの市議会議員の皆さんが教育のことについて取り上げていただいたことを大変心強く思っている。コロナ禍の中でかつて経験したことのない学校の一斉休校に始まり、感染症対策を取りながらの学校再開となって早半年以上である。子どもたちも教職員も緊張と暑さの中で毎日を過ごしている。特に教職員は、消毒や清掃などの感染防止に時間を割きつつ、大幅な教育課程変更のもとで授業づくりに日々奮闘している。こうした中で国会審議において多数の問題点が指摘された1年単位の変形労働時間制を導入しようとしていることに憤りを感じている。この制度の目的は長期休業中に休日を中心して確保することであり、勤務時間を縮減するものではないと言われているが、子どもたちの夏休みは教職員にとっての閑散期ではない。個人面談、補充教室、部活動、水泳指導、研修などがあり、教職員の夏季休暇5日間を取るので精いっぱいである。また時間外労働の上限時間の範囲内であることが制度を続ける前提条件になっているが、昨年の勤務実態では教育委員会の答弁にもあったように校長、副校長、教員すべてにわたって時間外勤務の平均が基準を超えている。その上タイムカードによる在校時間の把握だけでは時間外労働の正確な把握にはならない。月45時間を超えないことと常時言われている教職員はかなりの持ち帰り仕事をしているからである。学校には育児や介護を抱えている人がいる。育児や介護等を行う者などに配慮する、校長が各教職員と対話を行い、個々の事情をしんしゃくして丁寧に話し合うと文部科学省は言っているが、教職員の勤務時間が異なることで教職員集団がばらばらにならないかと心配する声が上がっている。学校は学年や分掌という集団で動くところである。多忙な時期に他の教職員とは違った勤務時間になっ

てしまうことで協力して働き続けることができるかどうか非常に心配である、自分だけ早く帰るなどできないという声も聞かれる。これでは安心して子育てや介護をすることができず、女性や経験豊かな教員が現場から閉め出されることにもなりかねない。この法案にはほかにも様々な問題点がある。学校には突然の出来事がたくさんある。天候による学校行事の変更や、突然の生活指導や保護者への対応など事前には予測できないことがあるのに、30日前には勤務日と勤務時間を周知しなければならないとされている。そして1日8時間労働という、人間が健康的に暮らし仕事と家庭の両立を図るための大原則を根本的に壊すものである。学校再開後7時間授業になった。1時間は45分だったものが35分に、50分だったものが40分になった。どの子にもわかる授業をと工夫し、10分短くなった分中にはストップウォッチを手にしてマスクやフェイスシールドをしながら授業をしている。分散登校のときは教室に入れない子がみんなと一緒に授業に参加できたり、一人ひとりに目が行き届き、全員の子どもたちに声をかけることができたり、落ち着いて学習に取り組めたりと、少人数学級のよさをたっぷり味わった担任が多くいた。それがあつという間の一斉登校になり、学力差のついた子どもたちを前にして、悩みと緊張の続く毎日になった。保護者の方からは、教室だけ密になっていること、先生方に消毒の作業などが加わり、今まで以上に忙しくなり、目配り気配りができなくなり、子どもたちの異変に気づきにくくなるのではと心配の声が上がっている。コロナ禍の今やるべきことは、1年単位の变形労働時間制を導入することではなく、教職員定数の抜本的な改善をすることで1人当たりの業務量を縮減することである。小学校から高校までのすべての学年で少人数学級を実現して一人ひとりの子どもたちに行き届いた教育を実行していくことである。

子ども教育常任委員会の皆さん、学校の実態を踏まえた御審議をどうぞよろしく願います。今回の都議会では条例化を見送ったが、東京都へ声を上げていただきたいと思う。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から説明等

あったら願います。

では、これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 一般質問でも取り上げさせていただいたが、今の都の動向にその時点から変化などがあれば、それも含めて御説明いただきたいと思う。

細谷教育部参事 現在の都の動向であるが、一般質問の際にもお答えをした。その後変化はない。条例化に向けて検討しているということでは情報を得ている。

本間委員 変形労働時間制についてであるが、それを条例化する狙いはどのようなものかを教えてほしい。

細谷教育部参事 変形労働時間制を条例化する狙いであるが、こちらについては教員の仕事というか職務が、年度当初や行事が重なる月と、夏季休業中のような場合で大変差があるところから、それらについて1年間の中で総勤務時間を調整していこうというものである。例えばであるが、その長期休業期間中等に休日を集中して取得することによって教員の自己研さんやリフレッシュの時間を確保したりすることによって子どもたちに対して効果的な教育を行うことができるようにする、教職の魅力を向上させていく、そのような狙いがある。

本間委員 今夏休みの長期休暇が実際取れているのか、どのような状況なのか、今の現状についてお伺いする。

細谷教育部参事 今年度については、コロナ禍において大変短い2週間という、いつもと違う夏休みになったのでなかなか比較できるものではないが、例えば今年度についても学校には5日間の完全閉庁日という形で学校をすべて閉じる日を設けるようにしてきた。この期間を使って夏季休暇や年休などを使って教員が体を休めたりすることができるようにしている。また、昨年度の例であるが、残業時間、いわゆる時間外の在校等時間が80時間を超えるような教員は、8月についてはゼロで、そのような部分では教員の本来の勤務体系にかなり沿った形での勤務がなされていると認識しているところである。

本間委員 変形労働時間制を導入する場合の前提をお伺いする。

細谷教育部参事 変形労働時間制の導入の前提であるが、こちらについては、まずしっかりと教員の勤務の時間について把握するということがある。その上で、時間外在校等時間が月45時間、年で360時間、このような状況がなされた場

合に活用をしていくことになっている。

本間委員 今条例が通ったところで、月の時間外労働時間45時間という話が今あったが、現実には市でそれができる状況にあるのかどうか、その辺の適用する場合の話を、今の状況等を踏まえて教えていただきたい。

細谷教育部参事 こちらは一般質問の際にも御答弁させていただいたが、昨年度の事例になるが、年間での平均であるが、校長については1か月当たり40時間18分、年間でいうと483時間39分、副校長については1か月当たり61時間55分、年間だと743時間9分、管理職以外の教員だと1か月当たり45時間1分、年間だと540時間13分という状況である。

本間委員 結局年間で500時間以上になっているというところでは、この導入の前提が360時間と先ほどお伺いしたが、現在の時点では適用することができないと考えてよろしいのか。

細谷教育部参事 昨年度の結果から言うと、現在の状況ですぐにこの制度を導入することはできないと考えている。ただ、この制度を導入するに当たって、まずは働き方改革をしっかりと進めていき、月45時間、年360時間という時間外在校等時間、そのような形に近づけていくことが一番大切であると考えている。

しらた委員 多摩市でもタイムカードを押していると思うが、タイムカードを押してそれで把握しているということで、先生方は自宅に仕事を持ち帰りというのか、自宅での仕事はどなたがどのように把握しているのか。

細谷教育部参事 教員の仕事を持ち帰りについては各学校で管理職が把握することになっているが、例えば教科書を持ち帰って教材研究を持ち帰ることは考えられるが、ノートやテストを持ち帰って採点したりチェックしたりというような個人情報に関わるものについては持ち帰ることが原則できないので、教員の仕事の中で持ち帰ることのできる仕事はかなり限定的であろうと考えている。

しらた委員 例えばタイムカードを押してからまた少し仕事をしてしまう場合はあるのか。

細谷教育部参事 今、タイムカードを押した後で仕事をするということであるが、これについて確実な把握は市教委としてできていないところである。このような

ことがあってはならないということで、校長会等を通じて指導はしているところである。

山崎委員 1点だけ確認させてほしい。この制度が都条例で制定されても、導入するかどうかは各市町村で判断できる、また市で導入するとしても、実際に導入するかどうか学校単位で検討できるという認識でよろしいか。

細谷教育部参事 本制度については、選択的に導入できるものと認識している。今質問者が言われたような形で多摩市として選択することができ、また多摩市で規則等を定めた後も各学校で選択することができると認識している。

岩崎委員 今の山崎委員の質問と関連しているが、都が決めても自治体で決めなければ導入しないということと、学校ごとでと言われたのは、個別の先生個人個人で違うと考えるのか、学校の個別の先生はトータルで考えてしまうのか、これをお聞きする。

細谷教育部参事 学校で導入した場合に一括で導入されるのか、先生方の各自の事情が配慮されるのかという御質問かと思うが、これについては例えば保育の事情や介護の事情のある教員については配慮されることになっている。

岩崎委員 そうすると、導入といっても、先生方が選択できるというか選べるのか。

細谷教育部参事 教員が選択するというよりも、例えば学校であれば教員と管理職との間で協議して選択していく形になろうかと思う。

岩崎委員 先ほど今年はコロナ禍だったからと言われたが、5日間ぐらい休まれたと言われていたが、民間企業でも5日間ぐらいの夏休みは取るというところで変形労働時間制を敷いていることはないと思うが、どのぐらいの休み期間を閑散期しているのか。

細谷教育部参事 まだこのあたり十分に資料が整っていないこともあり、特に昨年度は年度末にコロナの影響もあり学校が休校になったこともあるので確実な勤務時間、労働時間についての把握はできていないところであるが、おおむね長期休業の間については比較的自由になる期間であると捉えている。

岩崎委員 条例が決まっていないのでまだわからないということかもわからないが、夏休みに昨年は誰も80時間を超えなかったと言われていたが、それは80時間以内であればいいという意味だと思うが、夏休みに全然残業がなかったわけではないということか。

細谷教育部参事　こちらはいわゆる残業という考え方とまた違うところで学校の場合には勤務実態を把握することになっている。一般に企業で残業というのは、朝の早く来た時間帯は含めずに、勤務時間の後の時間に仕事をしている場合を残業の時間と捉えていると認識している。学校においては、このあたりが、朝の段階で例えば部活動の朝練習などもあるので、完全に学校に来てから学校を出るまでの時間の中で在校等時間を把握していくことになっているので、厳密に言うと例えば朝の時間にぴったりに来ることは現実的にあまり考えられないことであるので、公共交通機関の遅れや様々なことを見越して15分や30分どうしても早く来ることになる。このような時間もすべて含まれてくるので、そういった意味では時間外在校等時間がゼロという教員は人数が大変絞られてくると考えている。

岩崎委員　先生の仕事の計算はあるかと思うが、ただ、8月だからといって、陳情者が言われているように、それほど仕事の時間がないことはないのだと私は理解した。もう一つ思うのは、陳情者が言われている変形労働時間制を導入したからといって先生の実態はそれほど楽になるわけではなく、やはり少人数学級が重要なのではないかとされているところはどのように思われるのか、認識だけお聞きする。

細谷教育部参事　本制度だけで働き方改革が進み、教員の在校等時間が減るわけではない、それはそのように私どもも認識しているところである。ただ、これまで実施してきた様々な施策を有機的に機能させることで時間外在校等時間を設定した上限に近づく、また上限となるように学校を支援してまいりたいと考えている。その際に少人数も一つ有効な手だてになり得るのではないかと認識している。

いいじま委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員　2陳情第15号「1年単位の変形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情について、日本共産党多摩市議団を

代表し、採択すべきとの立場での討論を行う。

長時間過重労働が常態化している今の学校、コロナ禍においては時間短縮授業のための準備や消毒作業などこれまでにない課題も積み重なっている。そうした中で今必要とされるのは、教職員の増員による1人当たりの業務量の削減、また少人数学級による学級運営の負担減のはずである。業務の見直し、適正な業務量の検討を進めなければならない中、変形労働時間制の導入は違う方向を向いている。労働時間を移動させるだけで短縮にはつながらない上に、繁忙期とされた時期の長時間労働が当たり前になってしまいかねない。休みだめはできない。今でも6月など長期休業の前に本当に過労による事故などが起きているという指摘もある。今回一般質問でも申し上げたが、見かけ上の残業時間を削っても、そこで働く皆さんの負担はさらに増すことになるはずである。現実と本当に大きな乖離がある中で、この変形労働時間制の議論だけが進められていくことは、残業時間と規定された時間を削ればいいというメッセージにもなりかねない。各地の議会で変形労働時間制については反対や採用しないという意見表明が行われている。多摩市議会として都の条例に先駆けて意見を表明することは大変重要なことだと考える。

以上申し上げ、2陳情第15号「1年単位の変形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

本間委員

2陳情第15号「1年単位の変形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

心ある教師が勤務の長時間化で過労死などに至る事態が発生することは大変痛ましいことであり、教員の深刻な長時間労働の改善は待ったなしの課題と認識している。教員は夏休み期間も研修や部活動の指導に追われ、休みを取りづらい状況と聞いている。変形労働時間制には多忙な学期中の勤務時間を引き上げるかわりに夏休み中の長期休暇を取りやすくするなど

の狙いがあると認識している。併せて繁忙期の勤務時間を延ばすことが長時間労働の助長につながらないように変形労働時間制導入の前提として月45時間、年360時間と定められた時間外勤務の上限厳守が条件とされている。休暇のまとめ取りに法的な裏づけが与えられたのは現状を改善する一歩となると考える。また、育児や介護等を行う者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮しなければならないことになっている。教職員の皆様には御心配のことと察するが選択的に導入できるものであることや、制度導入に当たっての前提となる縛りがあるので、条例が制定されても簡単に導入できるものではないことを御理解いただければと思う。1年単位の変形労働時間制は繁忙期の教員の働きに報いるための選択肢の一つである。条例を制定しなければ教員の長時間労働の改善は図られないと考える。繁忙期の残業も極力短時間に抑えるなど、健康に配慮した運用に取り組むべきであり、月45時間以内の時間外勤務が実現され、変形労働時間制導入の壁をクリアし、導入するか検討できる時期が早く来ることを期待している。よって、本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

山崎委員

2陳情第15号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情について、新政会を代表し、不採択の立場で討論する。

1年単位の変形労働時間制を導入するための都条例が制定されても、本制度はあくまでも各地方公共団体の判断により選択的に導入できるものであり、また学校単位で導入を検討できるものとしている。そのため本陳情内容を現時点で都に対し行う必要性はないと考える。また、この制度の導入に当たっては前提条件として在校等時間の上限が月当たり45時間、年当たり360時間と定められている。よってこの制度の導入を目指して在校上限時間の条件クリアを図ることが現在の長時間過重労働の解消につながるものとする。まずはこの制度を導入できる環境をつくるのが得策と考える。

以上、本陳情に対し、新政会を代表して不採択の立場での討論とする。

しらた委員        2陳情第15号 「1年単位の变形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情に対して採択の立場で、フェアな市政を代表して討論する。

コロナ禍以前から先生方の仕事量は大変多く、またコロナ禍によってさらに多くなっているということである。また教員の夏季休暇中においても、研修や部活動等に忙しく時間外労働が生じているという声も多く上がっている。この制度に対しては、労働時間の違法な運用が肯定され、黙認、また放置されるリスクが高まるようである。そのような立場においても、教職員の方々の健康、そして子どもたちのためにも、先生方の時間外の仕事は大変大切なところだと思うが、今タイムカード等も出しているが、そのタイムカードにおいても全国ではまだ40%という使用率である。そういうことを含めて、先生方にまだまだこのコロナ禍において仕事量が増えてしまう。月45時間、そして年360時間を守るのは大変難しいと思うので、こういうことを含めて、この陳情に対して採択の立場で討論を申し上げた。

岩崎委員        2陳情第15号 「1年単位の变形労働時間制」導入のための都条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過重労働解消等を求める意見書を東京都に提出するよう求める陳情について、ネット社民を代表して採択の立場で意見・討論する。

今質疑をしている中でお話を聞いていたが、最終的には個人の先生方が決めることができるというような判断の余地はあるが、これが今急いで導入されることの意味は考えられない現状だということと、条例を制定することで何かを変えることの難しさは大変山積していると思っている。それ以上に重要なのは、陳情者が書かれているように今教育行政が行うべきは感染防止に必要な物的人的支援を行うとともに、20人程度の先生の授業ができるよう教職員やスタッフの増員等の実効ある措置と言われている。

20人程度が30人以下である、20人ぴったりであるということに関しての議論ではなく、少人数学級をとにかく進めなければいけない、その方向で今全力で成し遂げるために動かなければいけないことのほうが、先生

方にとっても子どもたちにとってもより重要だということが今わかってきて、確信を持っている。そういう意味では、この陳情を採択したいと思う。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいま御意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が2名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容であるが、全員一致ではなかったので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

この際暫時休憩する。

午前11時41分 休憩

---

午前11時41分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第4、第103号議案 多摩市立市民活動・交流センター条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 ただいま議題となっている第103号議案については、市民活動の場を提供するとともに、市民が主体的に行う活動を支援し、また市民の交流を促進することにより豊かな地域社会の実現を図るために、地方自治法第244条の2第1項に規定に基づき、多摩市立市民活動・交流センター条例を制定するものである。詳細については古谷文化・生涯学習推進課長から説明させる。

古谷文化・生涯学習推進課長 お手元の案件4、多摩市立市民活動・交流センター条例について御説明をさせていただきます。

今し方くらしと文化部長から御説明をさせていただいた地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置管理に関する事項は条例でこれを定めなくてはいけないこととされている。旧北貝取小学校の跡地整備事業工事費等の予算については、さきの補正予算で可決をいただいたところであるが、ここに整備していく施設のうちの一つ、多摩市立市民活動・

交流センターは公の施設であるので、今回条例の整備を上程させていただいた。条例については、管理に関する基本的な事項を定めていくこととされている。市民の利用に供するに当たっての利用関係を明文化するということで、使用の申し込みの手続や使用条件などについて条例の中で御説明をさせていただいている。

まずその前に、この市民活動・交流センターの施設の位置づけについて確認をさせていただきたいと思う。1ページ目を御覧願う。お手元の資料を御覧いただければと思う。多摩市立市民活動・交流センター条例について。1、施設の位置づけ。施設の位置づけである。イメージ図でお示しさせていただいたとおり、この施設についてはほかの様々な施策同様に、多摩市の最上位の計画である第五次多摩市総合計画第3期基本計画の基盤となる考え方、健幸まちづくりのさらなる推進のもと政策Cの部分、そして現在策定中の第4次多摩市生涯学習推進計画の基本理念を実現するための施策の一つとしてここに整備してまいりたいと考えているものである。多摩市立市民活動交流センターの使命、存在意義、未来像、価値観、行動基準というものを具体的に落とし込んでいくと、一番最後の矢印の施設の設置目的というところに行き当たる。ここの施設の機能としては大きく3点、1つは市民活動の場の提供、2点目が市民活動の支援、3点目が市民の交流の促進である。この3つを柱として豊かな地域社会の実現を図ってまいりたい施設として整備していききたいと考えている。

2の条例の概要のところを御覧願う。今説明した当該施設の設置目的と、目的を達成するための様々な各種ルールについて規定しているということであり、設置目的については、今申し上げた①から③をまずこの第1条で明記させていただいているところである。

続いて2ページ目を御覧願う。指定管理者による管理運営である。地方自治法第244条の2の第2項において公の施設の管理については指定管理者に行わせることができると規定されている。この施設に関しては既に平成31年4月に策定した旧北貝取小学校跡地整備基本方針において、この施設の管理運営体制については指定管理者制度を導入していくという方向性が示されてきた。よって、ここで指定管理者による管理運営を第4条で明

記させていただき、その指定管理者に行っていただく業務について（１）から（５）について書かせていただいているところである。その箱の下のところにあるが、具体的な業務の内容については以下のとおりということで、①の施設管理業務から⑤のコーディネート業務まで先ほどの場の提供や市民活動の支援、市民活動の交流の促進といったことを、この①から⑤の具体的な内容で指定管理者に施設の管理運営で当たっていただきたいということで明記させていただいている。

施設の利用に当たっての利用関係についてであるが、休館日については（３）に書いてあるとおり、基本的に年末年始を休館日として考えている。

開館時間については第６条で書かせていただいているとおりで、この開館時間については現行の学校跡地施設を参考に条例の中で規定させていただいた。

第８条、（５）利用の不承認については、これも公の施設の一般的な内容が書いている。ほかの施設を参考に条例で定めさせていただいた。利用団体が政治、宗教、営利活動を目的に利用することについては認めないという規定である。

続いて３ページ目である。（６）利用料金の減免について。第１１条で御説明をさせていただいているが、利用料については後ほど第１０条の別表で御説明をさせていただく。利用料金の減免については、別途規則で定めさせていただくこととしている。その下のところに規定の内容と施設料金の減免の有無について、多摩市が行政目的で利用するときから、特別の理由があると認めるときという８項目に分けて記載させていただいているが、基本的には公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に規定されている減免基準をもとに、このように規定させていただいている。中学生以下の団体や障がい者が半数を占める団体については施設使用料を減免ということである。

続いて（７）利用料金の不返還である。利用料金の不返還であるが、これについても詳細な規定は規則で定めることとしており、その下の箱のところ、災害や事故などやむを得ない事由による場合、指定管理者が公益上やむを得ない理由で取り消したときなどは全額返還させていただくといった内

容で規定させていただいている。

続いて4ページを御覧願う。先ほど御説明をしていなかった利用料金の考え方について、(9)を御覧願う。この施設については、市民の貸し室に供する施設がすべてで12施設ある。それらの施設の利用料金については別表に定めたとおりである。この施設の利用料金を導き出すに当たっては、利用料金の考え方に記載させていただいているとおり、基本方針に基づきイニシャルとランニングコストをもとに設定させていただいているところである。附帯設備についても同様である。なお、この施設については、主に市内団体に利用していただく施設であるため、市外団体は利用料金倍額という設定にしている。

最後に、(8)附則である。この条例は公布の日から2年を超えない範囲において規則を定める日から施行することになっているが、その下に補足で説明させていただいているとおり、第2段落のところで書かせていただいているが、現時点では令和4年4月1日に施行する方向で今後周知を図ってまいりたいと考えている。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 この条例は旧北貝取小学校跡地の活用だと思うが、ワークショップなどを通じて市民活動の場としても市民の皆さんから期待が大変多いところだと思う。1点、この間の説明などでもいただいていたが、確認をしておきたい。この旧北貝取小学校が廃校になった際には、避難所としての指定から外れている状態かと思う。そういった中で、市民活動・交流センターという形になれば、避難所空白エリアになっているわけであるが、今後どのような形になるのか説明いただきたいと思う。

古谷文化・生涯学習推進課長 ここに施設が公の施設として整備されることになると、改めて地域防災計画の改定の際にはここを避難所として指定していくということで確認してきているところである。

しらた委員 利用料金の考え方のところであるが、費用(イニシャルコスト)、そしてまたランニングコストをもとにと書いてあるが、イニシャルコストは大体幾らぐらいを想定してこの料金表をつくったのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 インシャルコストについては、平成31年に策定した基本方針の最後のページのところで、ここにかかる建設費用として約9.2億円と書かせていただいている。そちらをインシャルコストとして計算させていただいている。

しらた委員 そうすると、ランニングコストは維持管理、光熱水道費及び設備点検ということであるが、指定管理料はこういうときにどこに入るのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 指定管理者に施設の維持管理もお願いしていくので、指定管理料の中に含まれていくものと考えている。

しらた委員 そうすると、指定管理料にインシャルコストが入るのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 光熱水費や保守点検にかかる費用については、ランニングコストということで入れさせていただいている。

しらた委員 指定管理料というのは大体幾らになるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 指定管理料については、これは改めて今後指定管理者を公募していく。今回この議会で工事費予算、そしてこの条例について上程させていただいており、可決成立されたならば指定管理者公募ということで、今の時点では10月に公募を予定している。10月の公募の際には指定管理料の上限額ということでお示しはするのだが、ただ、それはまだ予算の裏づけがないものである。指定管理料として予算を上げることができるのは、今私どもの想定では来年3月と想定している。それまでは今御説明は難しいものと捉えている。

須田くらしと文化部長 新しい施設を整備するのに指定管理でやると、それでどれぐらいかかるのかということもわからないままで、なかなか議論がしづらといったようなことが恐らくお話として含まれているかと理解した。今、古谷文化・生涯学習推進課長から御答弁申し上げたとおり、指定管理料の詳細な内容、金額については今まだ検討しているさなかであるが、おおむねのところ、今私ども所管として押さえているところについて少し御説明を申し上げます。

この指定管理料であるが、基本的には維持管理にかかる先ほどのランニングコストと市民活動支援の関係についてを指定管理料ということで対応していこうと考えている。大きく2つある。一つは施設の維持管理、もう一

つはいわゆる市民活動支援のための専門的なノウハウ等を發揮していただく部分である。

まず基本的な維持管理の経費については、例えば消防設備、エレベーター、あるいは各種機械類の保守点検の業務、あるいは清掃関係、警備の関係、修繕あるいは光熱水費といったような、施設があれば必要になる経費があると思う。それから、市民活動支援の関係については、この施設は先ほど条例の説明でもあったとおり年末年始を除いて毎日、365日のうちの360日近く、臨時のものは除いて開館する施設で、8時半から9時半までを今想定しているので、毎日の部屋の貸し出しあるいは予約の関係、そういった開館業務がまず必要、それから、この施設の特徴である市民の交流事業やイベント等の企画や運営、団体の支援や相談の対応、市民活動のコーディネート、市民活動や生涯学習の各種講座の企画実施で市民の活動を助けていく専門的な部分での支援といった面があるということである。これらの経費が今回の指定管理料の基礎となるが、これから指定管理者の収入となる利用料金、駐車場も含めてであるが、この分を差し引いた額が実際の指定管理料になる、それがまず全体の構造ということである。金額はなかなか難しいと申したが、例えばコミュニティセンターの例で申し上げると、各コミュニティセンターによって面積あるいは利用率等も異なり、単独館だったり複合館だったり、いろいろ条件が違うので一概には言えないが、施設の維持管理経費と指定管理料を合わせた金額が、事業報告書でもお示ししているとおり1回当たりおおむね4,500万円～6千数百万円、館によって違うが、その程度になっている。指定管理料は1,700万円前後であるが、それ以外の部分が光熱水費等の維持管理経費となる。実際に光熱水費等は、指定管理料以外はコミュニティセンターの場合は市の予算で、市が執行している金になるということである。

そういう中で、この市民活動・交流センターについては、多摩ふるさと資料館、この後、御審査いただく部分であるが、その条例審査、あるいは予算要求、指定管理者の募集もこれからということで、先ほど古谷文化・生涯学習推進課長から申したとおり、全体経費の詳細は、今ここでは控えさせていただきますが、試みにざっくり想定をして計算すると、全体経費自体はコミュニ

ティセンターと大体同じぐらいの規模感で私どもとしては今想定しているところである。そこから利用料金分1千万円からもう少しあたりを差し引いた額が指定管理料になるかを見込んでいる。詳細については今ここで明らかにできないが、おおむねの規模感としては今申し上げたとおりである。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第4、第103号議案 多摩市立市民活動・交流センター条例の制定についての質疑の途中からになる。

初めに、市側より発言の訂正の申し出がある。

古谷文化・生涯学習推進課長 先ほど案件4の資料に基づき御説明をさせていただいたが、誤字と発言の訂正をお願いします。案件4の資料の2ページ目、一番上の(2)の指定管理者による管理運営の箱の中の第4条のところである。この1行目、真ん中のところに「地方自治法第244条の2第3項」と書いてある。私、発言の中で先ほど第2項と申し上げてしまった。おわびして訂正する。

また、その後が続いて、ここは本来規定によりというのは規則の規に定めるという字を使うべきところ、吉祥寺の吉に江戸の江ということで誤字であった。こちらは規則の規に定めるということで、地方自治法第244条の2第3項の規定によりということで訂正をしていただければと思う。おわび申し上げる。

いいじま委員長 では、引き続き質疑に入る。

しらた委員 この場所であるが、稼働率として、今までの東永山小学校跡地よりは稼働率が上がるという考え方でよろしいのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 部屋の稼働については、ここは現時点の見込みとしては、収入は現行の東永山小学校跡地の教室稼働率をもとに算定をさせていただいているが、目標としては、利用人数が増加していくことを目標にしていきたいと考えている。

しらた委員 どのくらいの見込みか。

古谷文化・生涯学習推進課長 今想定の利用人数は8万4千人ほどを想定しているが、12万人以上の利用を目標としていきたいと考えている。

本間委員 学校跡地ということで、のり面の整備、あと学校のグラウンドも貸し出すということであるが、グラウンドの周りの樹木の管理といったものがその管理料に入って、ランニングコストとしてどこがそれを担うのかを教えてください。

古谷文化・生涯学習推進課長 施設の施設管理者が樹木の整備等も行っていくことになるので、ここは指定管理者が指定管理料の中で樹木剪定等をしていくことになる。

本間委員 例えば樹木が枯れてそれを抜くことになると1本10万円や20万円といったかなりの金額がかかると思うが、そういったことも入っているということで指定管理者を選ぶというか、それで大丈夫なようにするのかということである。

古谷文化・生涯学習推進課長 こちらは修繕の考え方と基本的には同じような捉え方になってくると思う。大きな修繕等については市で責任を持ってやるわけであるが、年間で100万円単位のような小修繕については指定管理者が指定管理料の中でやっていただくという想定である。同様に樹木剪定などについても、通常の樹木剪定であれば指定管理料の中で施設の維持管理ということでやっていただくが、もし万が一大木が枯れてしまってもそれに大きな費用がかかることになると、これは協定書の中でのやり取りになるかと思うが、市と指定管理者が協議をしていくことになるかと考えている。

本間委員 すると、通常の敷地内の草刈りなども指定管理者にしてもらえるということか。

古谷文化・生涯学習推進課長 お見込みのとおりである。

岩崎委員 駐車場のことでお聞きしたいが、ここに載せている金額があるが、これはある程度ここに載せると決定したことになっていくのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 こちらは指定管理者の利用料金制であるので、この金額を上限として決めていただくことになる。当然条例として規定されるので、これを超えることはないが、これを上限として決めていただく。

岩崎委員 今回のこの施設以外にも駐車場の料金が決まっていくことがもし起こっ

た場合は、この料金がある程度参考になっていくのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 市の全体的な駐車場の有料化の中で、新たにこの駐車場の有料化については、市の考え方として、施設の新設や大きな改修のときに合わせて駐車場の有料化を検討していくものという大きな方向性は示されているが、ただ、そうは言っても駐車場の金額に関しては、その地域特性が加味されてくると思う。当然駅前の方がよく利用するような、不特定多数の方に利用していただけるような駐車場と、旧北貝取小学校跡地のようあまり周りに商業施設もなく特定の方のみが利用する駐車場とでは、少し性質が異なるものと考えている。

岩崎委員 その点を考慮した上で、この場所は結構山の上とか歩いて上がっていく、交通の便的にもそれほどよくない部分もあり、今まで車で行くのをためらっていた方も車で行かれることもあるかと思うが、1日600円というのは、普通に考えると出てしまうとそのときの料金を払うので無理だと思うが、この場合も上限というと1日のうちに何度も行ったり来たりすることになったときは、可能性として近くに店がないから1回行くとかして何かしら動いてしまったら、この金の計算の仕方は、民間の考え方に当てはめていくのかどうなのかをお聞きする。

古谷文化・生涯学習推進課長 基本的には有料の駐車場で実際使われているものを見てみると、一旦入庫して出庫したところで支払いが発生することになるので、出庫した場合は、そこで精算された後、再入庫のときにまた新たに課金されるものと考えている。

岩崎委員 この書き方が、1日の最大料金という書き方で大丈夫なのかだけお聞きする。

古谷文化・生涯学習推進課長 こちらについては文書法制課と調整をして、出庫しない限りは1日置いたときに最大600円というような書き方の表現はこれで確認をしている。ただ、今、委員御指摘のとおり、利用される方が一旦入庫したのだが、1日の中でもう1回再入庫したとき、それも含めてということが誤解されないように、施設の利用ルールを御説明するときには丁寧に御説明をする必要があると考えている。

しらた委員 先ほど目標で利用人数があったが、利用団体数は今東永山小学校跡地で

どのくらいあり、それをそれ以上に増やすということによろしいか。

古谷文化・生涯学習推進課長 利用団体数についての御質問である。令和2年4月現在で、定期で利用するということが団体登録されているのが延べで220団体、これは6つの学校跡地施設である。特に東永山小学校跡地を利用されている団体数については157である。今現時点で団体数をどれだけ増やすという明確な目標を決めてはいないが、今後この施設を管理運営していく中では、現時点で団体数何団体だったものをこうしていきたいということは考えていきたい。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第103号議案 多摩市立市民活動・交流センター条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第105号議案 多摩市立多摩ふるさと資料館条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木教育部長 多摩市立多摩ふるさと資料館の整備について、地方自治法第244条の2第1項に基づき、条例により公の施設として設置するものである。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。なお、詳細については藤田文化財担当課長より説明申し上げます。

藤田文化財担当課長 案件5の第105号議案 多摩市立多摩ふるさと資料館条例の制定である。資料については、定例会の市長提出議案の多摩市議会定例会議案の条文に沿って進めさせていただきたいと思うのでよろしく願います。こちらの39ページである。

まず施設の位置づけであるが、現在西落合中学校、旧豊ヶ丘中学校、旧中諏訪小学校、ほか多摩第三小学校、パルテノン多摩、旧多摩聖蹟記念館という形で資料が分散している。そのうち旧学校施設に分散して収蔵している資料について、これを1か所に収蔵して効率的な運営を図るとともに、学校教育と連携することによって児童・生徒がより一層体系的・通史的に多摩の歴史、文化、民俗、生活等について学習することができるようにとすることで考えている。文化財の収集、保存、調査、整理といった収集展示を行って郷土資料、また地域の歴史、文化財の保存や継承を行ってまいりたいと考えている。また、文化財について見学、体験学習、資料の貸し出し、また閲覧といった啓発活動を通して文化財を広く活用していく。また、広く市民の地域郷土学習などの課題解決、生涯学習活動の一翼を担ってまいりたいと考えている。

条例の概要である。まず第1条、設置であるが、文化財を保管し収蔵展示等体験学習、情報発信などを通じて郷土の文化に対する市民の理解を深めて後世に継承することを目的として多摩市立多摩ふるさと資料館を設置するということである。こちらについては、旧北貝取小学校跡地活用基本方針、また（仮称）旧北貝取小学校跡地施設管理運営方針に示した基本理念に基づいて文化財の保存・活用を通じて施設の基本理念である未来へと人も文化もつながる場を実現するための施設として設置するものである。

次に、第3条である。こちらは施設の管理のところになるが、ふるさと資料館については多摩市教育委員会が管理する。ただ、ふるさと資料館の中で管理運営に関する業務のうち、ふるさと資料館の施設及びその附帯設備の維持管理その他教育委員会が特に定める業務については、市民活動・交流センターが指定管理者に管理をお願いするところであるので、併せて施設の管理の部分については同じくお願いすることを考えている。

続いて第4条の事業のところである。こちらは、条文にお示ししたとおり6項目に分かれている。多摩市の歴史、民俗等に関する文化財資料の収集整理、保存、閲覧、公開に関すること、また収蔵展示室における文化財資料の見学、公開に関すること、以下、こういった形で文化財資料を使ってどういった事業を行うかをこちらに述べさせていただいているものである。

続いて第5条の休館日であるが、こちらは市民活動交流センターと同じく12月29日から翌年の1月3日までであるが、そのほかふるさと資料館の施設の管理等、また文化財資料の点検などで必要がある場合は臨時に休館日を設けさせていただくことを考えている。

また開館時間であるが、こちらは午前9時から午後4時30分までとさせていただいているが、このほか特に必要と認める場合は変更することも考えている。

見学等の制限については第7条であるが、こちらは市内の他の施設を参考に条例で定めさせていただいた。

第8条の料金については、無料で御利用いただけるようにさせていただいている。

附則ということで、この条例については公布の日から2年を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施行するというので、こちらについては新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たないことを考慮して、再度スケジュールの見直し等を検討して柔軟に対応できるように規則で定めることとさせていただいている。現時点では令和4年4月1日の開館のところで施行する予定であるが、見直しが必要となった場合は適宜検討しつつ、また周知を図っていくことを考えている。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

しらた委員 今度ここに資料館として展示物を置いて皆で見られるようにということであるが、今までいろいろ増田議員も質問されたことを振り返ると、展示の問題で、これ前の教育長がお話ししたが、展示の仕方もいろいろあると、静態的、それから動態的、動かしながらとかそういうことも考えていくとお答えしているのだが、その辺はどのように検討してきたのか。

藤田文化財担当課長 基本的には文化財であるので、破損といったことになるべくならないように静態の展示となる。ただ、民具などで体験学習を行うものなどについては、こちらユーチューブの公式チャンネルでも御紹介させていただいているが、脱穀のような形で実際民具を使った体験学習などができるような形で展開をさせていただきたいと考えているところである。

しらた委員 体験学習も、ここの旧北貝取小学校跡地でやられるのか。

藤田文化財担当課長 体験学習については、今御指摘があったように北貝取小学校跡地で行うことで予定している。

しらた委員 ということは、そこに田んぼや畑を作ったりするような形なのか。

藤田文化財担当課長 田んぼや畑等、実際の農作業に関わるものについての施設、そういった仕掛けなどは、申し訳ないができないような形になっている。ただ、脱穀に必要な稲といったものについては、現在市内でまだ農業を続けておられる市民の方から御提供いただいて、それを使った形で実際に生徒に体験していただくということで考えている。

しらた委員 その生徒というのは、学校と連携を取りながらこれから何か形をつくっていくのか。

藤田文化財担当課長 現在も旧西落合中学校跡地のところで同じように昔の生活の経験ということで脱穀の体験といったものは現在も行っており、それを旧北貝取小学校跡地に移して行っていくということで予定している。

しらた委員 子どもたちと先ほど答弁いただいたので、連携というか、その子どもたちをどうやって集めるというか参加していただくのか、そういうことはどのように考えているのかをお聞きする。

藤田文化財担当課長 現在脱穀体験を行っているのは、市内小学校の授業の中で一環として見学、体験学習ということで来られた学校の生徒を対象に行っている。また、今度北貝取小学校跡地を市民に向けて広く見ていただくということであるので、今後はそういったことは、季節季節の市民のかつての暮らしの行事、そういった生活の暮らしぶりなどは、また授業として考えていければいいかと考えている。

しらた委員 では、それをいつ頃からやっていくのかと、生徒たちはどういう交通網を使って旧北貝取小学校跡地まで伺うのか。

藤田文化財担当課長 現在も近くにある小学校だと旧西落合中学校跡地を使っているが、近隣の学校であれば歩いてこられている。授業の時間等、遠くなってしまう場合はバスを学校でそれぞれ仕立てて来ていただく。これは旧北貝取小学校跡地のふるさと資料館でも同じように、遠い場合はそれぞれ学校でバスを準備して来ていただく。これはこれまでどおりという形になっている。

山本教育部参事 今回の北貝取小学校跡地の施設をどのように学校の教育活動で使っていくかということで御質問をいただいた。確かに旧北貝取小学校跡地までの移動等はあると思う。教育活動としては、主に社会科の学習でこういった昔の道具、それから昔の人の暮らしについて学んでいる。また、今各学校においては社会科見学で市内めぐり等を行っている。そうした見学の中でバス等を使ってこの施設も利用しながら効果的に子どもたちが社会の学習について学んでいければと考えている。だから、移動等のことももちろんあるとは思いますが、この施設を教育活動で有効に使うためには既存の社会科見学等をうまく関連させながら使っていくことが子どもたちの教育にも効果を上げていくと考えている。

しらた委員 社会科見学とまた体験とは分けたほうがいいかと思うが、脱穀するとしても、何年生をどの程度各学校から集めてやるのかわからないが、脱穀する米が足りるのか、そういうこともきちんと考えて計算に入れてそういうことをこれから計画していくのか、先ほどのお答えで今までどおりということであるが、それ以上に今度この場所を使って子どもたちに、それ以外でも展示のところを見に来ていただける、家族に来ていただくようなこと、いろいろなことを考えていくべきかと思うが、そうした中において、今現在小学校でやっている脱穀にはどのくらいの生徒が行っているのか。

藤田文化財担当課長 昨年の実績で申すと、市内の小学校の3・4年生の体験があり、件数で申すと26件、人数で延べ1,704名に実際に体験の学習をしていただいたということである。

申し訳ない、今の数字を訂正させていただきたいと思う。今26件、1,704名と申したが、これすべてが脱穀の数ではなかった。見学の生徒の数も含めての総数であった。訂正させていただく。

しらた委員 だから、延べとかそういうことではなく、多く見せるのはいいと思うが、脱穀は何人か、米は足りたのかを聞きたい。

藤田文化財担当課長 米の量的な確保については、市内の農家の方から十分提供していただいて、その点については不足のないように準備している。先ほど御指摘いただいたように、今後旧北貝取小学校跡地にオープンしたとき、一般の見学者が来たときには、それについてまたどのくらい必要か見込みを考えなが

ら、これまでの実績等を踏まえながら見込みを立てて、少しずつその辺は実績を積み上げながら考えていきたいと思うのでよろしく願います。

岩崎委員 図書館ができるときにこれからパルテノン多摩と連携しているいろいろやっていくというのが前にあったが、今回のこちらの場所も、市長部局と教育委員会の複合館的な要素があるかというところでは、今設計はほとんど決まっているのだと思うが、展示の仕方あるいはちょっとした工夫などは学芸員の見識が貴重かと思うが、そういう連携をやっていかれることは大丈夫か。

藤田文化財担当課長 こちらの施設の建物の中の棚の配置や展示の内容については、すべて教育部のこちらの文化財系の職員と学芸員がすべて準備して行っていく。

岩崎委員 学芸員は教育委員会にもおられるかと思うが、市長部局のパルテノン多摩のほうにもおられる。その学芸員のことを今言われたのかお聞きする。

藤田文化財担当課長 ふるさと資料館については教育委員会の施設となるので、教育委員会の文化財を担当する私ども文化財系の学芸員がすべてこちらについては準備を行わせていただくことになっている。

岩崎委員 ただ、いろいろな意味で横の連携が重要だと思うところで、もちろん責任を持ってなさるのは市長部局ではなく教育委員会だと思うが、縦割りではなくいろいろな力をお借りしながら、子どもたちの視点だと子ども青少年部もあるかと思うが、いろいろな考え方を加味しながらよりよい施設になっていただきたいと思うところで、その辺の御認識をもう一度伺います。

鈴木教育部長 御質問者が言われるように半分は教育委員会の文化財担当が所管するの施設で半分は市長部局が所管する市民活動の施設であることには限らず、市民活動の中にはかつてあった多摩焼きというような陶芸をやっている団体もいるし、めかい等結構多摩の文化を継承するような活動をされている市民団体もおられる。現在も日常的に文化財担当にもいろいろ御意見をいただいたり連携する場面もあるが、同じ建屋に入るという中では、より一層連携をしていきたいと思うし、これまでなかったコラボレーションも生まれてくるだろうと、積極的に連携して進めていきたいという認識である。

須田くらしと文化部長 市民活動団体とのコラボレーションは教育部長が御答弁申し上げ

たところである。もう一つ御指摘の例えばパルテノン多摩の学芸員との関連、そのあたりは図書館もそうであるし、パルテノン多摩、旧北貝取小学校跡地の文化財、具体的な形はまだこれからの検討にはなるが、そういう垣根があるということではなく、多摩市民に多摩市の財産をどうやって提供し後世に伝えていくかといった点では同じ立ち位置だと思うので、ぜひ効果的な形で進められるように対応してまいりたいと思っている。

岩崎委員       ふるさと資料館という名称もどうやってつけられたのかわからないが、温かい感じがあるので、ぜひそのような資料館になっていただきたいと思う。よろしく願います。

しらた委員       旧有山家と旧加藤家は残してあるが、小泉家に関しては第四次総合計画のときに大変財政の見通しが厳しいということで復元はしなかったが、そのときの材料の古い物を使って旧北貝取小学校跡地の活用を検討するというお答えがあるのだが、その辺はどのように検討してきたのか。

藤田文化財担当課長   旧北貝取小学校跡地に移転するに当たって、現在でも旧小泉家住宅の部材については旧中諏訪小学校体育館のステージの上に保存しているところである。部材をそのまま家屋として使うには100%材料があるわけではない。御指摘があったとおりの旧北貝取小学校跡地にどのように活用していくのかという検討をしたところであるが、現時点では部材の活用については議論が行われていないところである。

しらた委員       当時のくらしと文化部長の話によると、調査も依頼もした経緯があるということであるが、その後、今でもそういう部材を新しい物と古い物をうまくマッチングさせることは非常に金もかかるという答弁である。金がかかるからやらないのか、専門委員のような学識経験者の人たちがどういう判断をしたのか、そういう話し合いはされたのか。

藤田文化財担当課長   いつという時期については私もきちんと把握できていないが、文化財保護審議会の会議の席では、今後の小泉家住宅の扱いをどうするかという議論を行わせていただいている。今後についてどうするかは、全く放置しているのではなく、引き続きどうするかという議論については継続しているところである。

しらた委員       今古い物を1か所にまとめるということである。今までのいろいろな民

具や民俗資料が8,500点あったと記録されているが、こういうものも東京都の分類の基準に合わせて今整理していると、もう整理し終わったのか、そういうところに旧小泉家のもの、今度場所がなくなってしまうたら、そういう古いもの、大切なものをどこに保存しておくのか、これからそれをどのようにしていくのかも何も考えないで、ただ今は倉庫代わりというか、北貝取小学校跡地に今いろいろなところに分散されているものを集めておくという、今度には置くわけではなく恒久活用、展示という目的をしっかりと、最初に聞いた静態的、動態的という議論もされた中で今後のこともしっかりと、今までプレハブで、増田議員などが心配していた、夏の暑いとき窓を開けなくてははいけないのか、誰が換気をするのかという心配もしながら、それで今度の埋蔵文化財を展示する場所にもエアコンがあるわけでもないし、何が違うのか。本当にそれを大切にしようとする多摩の歴史あるものをどのように保存していくか真剣に考えた結果が、今回のこの旧北貝取小学校跡地なのか。プレハブ、体育館、それぞれ湿気が多い時期である。古いものはやはり環境が大切かと思うが、そういうことも考えて、この建物に対して、エアコンを今後の考えではつけていくかもしれないし、スポットクーラーで補っていくということも考えているとは思いますが、しっかりと今この場で、時間がたてば決して状態がよくなるものではない、古くなればなるほど、環境が悪くなればなるほど、だんだん今の維持をしていくのが大変なものになると思うが、今回なぜ旧北貝取小学校跡地に最初からエアコンをつける等、大切なものを管理する場所に空調関係を整備しなかったのか。この夏休み等子どもたちに見に来ていただきたいときに、冬休みも春休みもあるが通常であれば一番長いのは夏休みであり、そういう時期に展示されたものを見に来ていただくという考えであれば、暑い中あそこまで来て暑いところで見るとよりは、通常の温度にすることが大切かと思うが、今回この旧北貝取小学校跡地にはCO<sub>2</sub>削減という環境問題に取り組んでいるようなものが見当たらないが、その辺の考え方、エアコンをつけなかった理由、環境問題を考えなかった理由をお答えいただきたいと思う。

鈴木教育部長　　今御質問者からあったように文化財の中には熱に弱いもの、湿気に弱いもの、様々ある。あるいは小泉家の建築材を含めて、多くの文化財を今多摩

市教育委員会としてお預かりしているところである。これまでの検討の中でも御報告をしてきたところではあるが、すべてを、毎年幾つかはそれなりの数の発掘等いろいろな形で収集も並行して進めている中では、重なって持っているもの、あるいはもう既に傷んでいて、例えば資料的な価値がなくなっているもの、そういうものについては基本的に現在デジタル処理というか、それぞれの資料性をきちんと担保する形で記録しながら、廃棄できるものは廃棄する取り組みを進めてきている。いつ完了するのかという話については、今お話ししたとおりで、毎年新たな埋蔵文化財や様々なものが寄せられてくる中では、一定のルールで廃棄できるもの、あるいは廃棄できないものもある。廃棄できるものについては文化財保護審議会の学識経験者とも相談しながら廃棄処理を進めており、今回旧北貝取小学校跡地施設に新たに収蔵して展示しながら、また、すべての建物が展示室ではない、分類あるいは調査等をする部屋にはエアコンを配備するし、湿気に特に弱いもの等については一部エアコンのついている部屋での保存も考えている。ただ、今、委員からあったすべての部屋にエアコンをつけることが今の時代に求められるのか、先ほど生徒たちの見学については、指導課からも答弁をさせていただいたが、社会科見学等で中心的には学校と連携して動いているところである。夏休み期間もちろん自由研究等で訪れる子どもたちはいらっしゃると思うが、学校として団体で来るのは基本的には学期中という想定をした中で、必要最小限のエアコン設置、必要なものにはつけるという判断をしたものである。

古谷文化・生涯学習推進課長 後段の環境配慮についての補足の御説明をさせていただく。旧北貝取小学校跡地の基本方針を策定したときに、改修の全体的な方針としては、第二次多摩市地球温暖化対策実行計画公共施設編中間見直し版の具体的な取り組み内容を考慮して環境に配慮した施設整備とするということで、方針として掲げさせていただいた。工事に当たっては、設計の部分の環境配慮としては、省エネということで大きく3点、高効率機器の導入、制御システムの導入、省資源化の導入ということで、消費エネルギー試算としては30%減を見込んで、できる限り設計の段階で環境の配慮をして工事に臨んでまいりたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

しらた委員 第105号議案 多摩市立ふるさと資料館条例の制定について、否決の立場から討論する。

これまでの多摩市の歴史を知る手がかりとなる資料館の必要性は、議会の我々の中でもしばしば取り上げられてきた。その点については一定の意義を感じている。しかし、先ほどの第103号議案と同様に、今急ぐべきではないと考えながら、多摩市の貴重な財産であるので、それをしっかりと納められるものを、焦らずにきちんと皆が見に来られるように、そして将来の子どもたちにもつながるようにしていただきたいと思う。否決の立場からの討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま御意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よってこれより第105号議案 多摩市立ふるさと資料館条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 1時47分 休憩

---

午後 1時48分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第6、第104号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第104号議案である。私から概要の説明をさせていただきます。令和2年4月1日付で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行された。多摩市が定めている多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例については、この基準の内容を引用している部分があるので、今回その部分を改正するものである。なお、詳細については松崎子育て支援課長から説明する。

松崎子育て支援課長 こちらの改正の趣旨についてであるが、令和元年12月に国の子ども・子育て会議の子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しても居宅訪問型保育事業者が保育をこれまで提供してきたことも踏まえ、提供できることを明確化すべきであるということを受け、国が基準の一部改正を行った。それを受けて、同様の文言を本条例に追加するような形である。

条文の改正であるが、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の第37条の第4号に文言をこのような形で加筆させていただく。「保護者の疾病、疲労、そのほかの身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」といった文言を加筆させていただく一部改正をするものになる。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 居宅訪問型保育事業とはどういった事業なのかをお聞きしたいと思う。

松崎子育て支援課長 居宅訪問型保育事業であるが、こちらは子ども・子育て支援新制度において新たに認可事業として位置づけされた事業になる。こちらは公的給付の対象とされ、認可保育事業という形になる。内容としては、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合、もしくは施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合など、保護者の自宅で一対一で保育を行う事業になる。

大くま委員 新たな認可事業ということであるが、利用する際には保育園の申請に基づいて審査を行ってそれが決定されるのかどうかの確認と、市内に事業者また利用者があるのかどうかの確認だけさせていただきたい。

松崎子育て支援課長 まず申請の仕方であるが、保護者の皆様に御申請をしていただいて審査を受けて認定で入所という仕組みになるが、多摩市ではこちらの居宅訪問型保育事業は実施していない状況である。

岩崎委員 多摩市には今はないと言われたところであるが、その必要性についての認識はあるのか。

松崎子育て支援課長 現在実施していない状況としては、多摩市には認可保育所、認証保育所等の既存の施設があるが、そちらで保育への対応が可能と考えているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第104号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 御異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午後 1時54分 休憩

---

(協議会)

いいじま委員長 それでは、1、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、協議会のほうもよろしく願います。

1 件目については、先ほども条例で御審査いただいた旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗と今後の予定ということだが、中身については、既に先ほど御議論いただいているので、今後の予定を中心に御説明を申し上げる。

古谷課長から説明いたさせる。

古谷文化・生涯学習推進課長 よろしく願います。協議会 1、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定についてである。資料の一番下のところの今後の予定のところを御説明させていただきたいと思う。

9 月議会で条例案、補正予算案等を上程させていただいているが、今後の予定としては、10 月から 12 月にかけて指定管理者の候補者を公募し選定をしまっている。12 月に工事契約の議案の上程を予定している。年が改まって 1 月の際には、改修等の工事を予定している。1 月から翌年の令和 4 年の 1 月末までに竣工するということで予定をしている。来年 3 月には、指定管理者の指定議決を上程させていただき、4 月には本協定を締結し、7 月から指定管理者業務の開始をしていただいた上で、令和 4 年の 4 月開館ということで考えている。

前回の子ども教育常任委員会では、この開館の時期が令和 3 年の 10 月開館ということで御説明をしていたが、ここが延長、延期になったということと、工期の延長ということで半年遅れということで、令和 4 年の 4 月開館ということで考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

2、第 4 次多摩市生涯学習推進計画策定の進捗状況について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、協議会案件 2 である。第 4 次多摩市生涯学習推進計画の策定の進捗状況、これは議会ごとに御報告申し上げている、その後の状況ということである。内容については古谷課長のほうから説明いたさせる。

古谷文化・生涯学習推進課長 では、協議会案件の 2、第 4 次多摩市生涯学習推進計画策定

の進捗状況について、資料をもとに御説明をさせていただきたいと思う。

現行の第3次生涯学習推進計画の計画期間が今年度で終了することに伴い、新しい第4次多摩市生涯学習推進計画の策定を昨年度から進めてまいった。その進捗状況についての報告である。

現時点で、前回のときには素案に向けて準備をしているということで御説明をしていた。本日、素案の資料を別添でつけさせていただいているが、大きく章立てとしては3構成ということになっている。3つの章立てと資料編で構成をして、生涯学習活動が市民にとってより身近になるような工夫をしてみたいと考えている。

第1章で触れるのは、策定に当たって生涯学習の意義と、現行の第3次計画の課題について言及をさせていただいている。生涯学習推進計画というのは、市民一人ひとりの自由な学びを尊重し、そして一方で、その学びが内包するガバナンス機能に着目して、それらを緩やかにまとめて、未来に向けた地域コミュニティの方向性を示すという計画であるし、生涯学習推進計画というのは、市民が生涯学習活動をするための条件整備を通じて、その学習のプロセスを応援するものである。情報の収集から個人の活動、他者との交流、仲間との活動、地域との関わりといった生涯学習活動の様々な段階の中で、市民一人ひとりの学習のプロセスを応援し、自らの障壁を取り除こうとする人を増やすことを目指してまいりたいと考えているということ、ここでお示しをしている。

第2章については、今後、新しく策定する計画の基本的な考え方、基本理念と目指す方向となっている。ここの基本理念と目指す方向については、前回、このような方向性でということで御説明をさせていただいているところである。

第3章が本編ということで、ここが具体的な施策の展開ということで御紹介していくページとなっているが、各部局において実施される様々な意識啓発事業や市民参画事業等も、学びの場と成果を発揮できる場を提供する各施策について、生涯学習の視点から体系化し、目指す方向ごとに推進項目を定めて施策を展開し、生涯学習の推進をするための個別政策を示したものであるということになっている。

巻末資料のところについては、生涯学習活動を推進していくための社会状況分析とか、これまで行ってきたワークショップやアンケート等の市民意見を踏まえて、人と人がつながり、多様性を認め、尊重し合い、生涯にわたって学び続ける場の充実や環境づくりなど、様々なサポート基盤の整備が課題であるということで整理をさせていただいている。

めくっていただいて2ページのところが今後のスケジュールである。現在、この生涯学習推進計画の策定は、策定委員会と市の推進本部会議の下の組織である専門委員会の中で素案の検討を進めているところだが、今、添付させていただいている7月30日時点の素案を適宜修正検討し、10月の時点で推進本部会議で素案として決定してまいりたいと考えている。11月にはパブリックコメントの実施を検討していて、最終的には3月に計画策定ということで議会にも報告をさせていただきたいと思うし、12月のときにも状況の報告等をさせていただく必要があればしていきたいと考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、協議会案件3、パルテノン多摩の大規模改修の進捗状況ということで、資料は図になった1表ということである。内容について、宮崎担当課長のほうから説明をさせる。

宮崎文化施策担当課長 それでは、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということで、協議会資料3を見てほしい。

令和2年度の9月のところに薄く網かけの線を引いてあるところを起点として御説明をする。

まず、上から設計・工事関係である。9月議会で変更契約について議決をいただいたところだ。令和3年12月の竣工に向け、現在のところ、予定ど

おり工事は進んでいる。また、図書館の契約の関係の影響というのは、特にパルテノン多摩の工事については受けないことになっている。

次のところで、1つ飛ばして、文化方針の見直し・条例策定検討についてというところを見てほしい。

こちらは、コロナウイルス感染症の関係で休止していたが、文化方針の検討については、市民委員を含む委員が案としてはここで確定をして、10月から委員会が開催できる見込みである。詳細については、協議会4、次の協議会のところで、多摩市文化芸術方針の策定についてで御説明をする。

次のところ、次期の指定管理者選定についてというところだ。こちらは、8月27日に第1回指定管理者候補者選定委員会を行った。9月にもう1度委員会を開いて、予定どおり12月議会の議案とするよう進めることができている。

次の多摩市文化振興財団というところと市民組織というところだが、こちらは休館中業務委託ということになっているが、協議会5、多摩市文化振興事業等業務委託、休館中文化事業の実施状況についてで御説明をする。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4、多摩市文化芸術方針の策定について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 協議会の4番目である文化芸術方針、これについては、これまで策定に向けての動きということでお伝えしてきたが、その後の状況、変化も含めてお伝えをさせていただけたらと思う。内容については、宮崎課長のほうから説明をする。

宮崎文化施策担当課長 それでは、協議会資料4を御覧願う。

多摩市文化芸術方針の策定についてということで、まず1点目、背景と目的についてというところで、昨年度、複合文化施設等管理運営計画策定委員会の分科会として、文化方針検討分科会を設置し検討が行われてきた。その中で、市における文化施策を今後進めるに当たっては、文化振興に関する条

例の制定を検討すべきだということと、それから文化方針、もしくは文化条例で定める内容について検討する委員会を設置すべきだと、2点目について提言がなされている。

そこで、管理運営計画策定委員会の委員の一部の方にも参画していただき、文化方針検討委員会を設置し、文化条例制定も視野に入れ、多摩市の文化芸術方針についての検討を始めるので報告するものである。

2番目のスケジュール案だ。今月中に委員会を設置し、10月以降、月1回程度委員会を開催する予定である。10月から12月までの間で論点整理、現状把握、方向性を整理し、令和3年1月から2月に骨子を作成、その後、議会へ報告し、3月から6月で素案を作成する。その後、パブリックコメントをとって原案を決定して、9月には議会へ報告する予定である。

こちらのほうは、今のところ、文化方針という形でスケジュール案をつくっているが、文化条例という形で10月の委員会で決定したら、令和3年9月には議会へ議案を上程するというような形となる予定である。

3番目の検討委員会の委員、こちらは学識経験者4名以内、それから多摩市複合文化施設等管理運営計画策定委員会の委員であったものが5名以内、そして市内で文化、芸術等に資する活動経験を有する者1名以内、公募市民が2名以内というような委員構成となっている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 条例も視野に入れてということでの検討委員会の委員の方についてだが、このお名前とかそういうのは、もう公表する形になるのか。

宮崎文化施策担当課長 委員の構成だが、ほぼ決まっているが、まだ意思決定されていないので、実際に10月に始まるので、そのときには公表することはできる。基本的には、昨年度の管理運営計画の委員がほぼと、それに公募の市民委員の方が2名というような形で考えていただければ結構かと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 公募市民は、たま広報か何かでお知らせを出すのか。いつに出て、いつまで締切りがあるのかお願いします。

宮崎文化施策担当課長 公募の市民の募集のことだが、広報については8月20日の号に掲載させていただいて、9月の1週目の金曜日に締切りだったと記憶している。その後、論文等を審査して、先週の金曜日に決定をしたということである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 今回の公募の市民だが、2名となっているが、結構応募があったのか。

宮崎文化施策担当課長 市民の応募は4名の方があった。実際に持参した方が2名で、インターネットから論文を応募された方が2名という現状である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

5、多摩市文化振興事業等業務委託休館中文化事業の実施状況について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、5件目である多摩市文化振興財団に文化事業について業務委託を、このパルテノンの休館中については行っている。コロナの関係もあったが、ここで、それらも踏まえた中で、今後、どういうことを展開していくか、この辺りのところが少し整理されてきたので御報告申し上げるものである。

内容については宮崎課長のほうから説明をする。

宮崎文化施策担当課長 それでは、休館中文化事業の実施状況について御説明をする。

協議会資料5を御覧願う。

今年度は、コロナ禍の中で4月から7月にかけては引っ越し等もあって、その後、7月から8月は次期の指定管理者に関する提案の作業などもあって、財団としても環境が大きく変わっていく中で、文化事業の実際の作業というのがあまり進んでいなかった。ここで、事業が再開できると判断して、コロナの感染症にも注意しながら実施に向けて募集等を開始を始めたというところで、資料に沿って説明をする。

まず1点目、舞台芸術系事業ということで、1つがパルテノン多摩レジデントアーティスト募集ということだ。こちらのほうは、多摩市やその周辺地域にいらっしゃる方、アーティストを募集・選抜し、将来的にアウトリーチ

等の事業企画・運営・実施をパルテノン多摩と協働で担うアーティストを育成する事業である。

2番目の市民舞台芸術学校は、昨年パイロット事業で始めているところだが、舞台朗読、合唱、舞台スタッフ、レセプション、映像制作、ダンス等、多様な分野で文化芸術活動に関する機会を創出し、パルテノン多摩で協働し事業を実施できる人材やアーティストを育成ということである。これは、先ほどのパルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についての市民組織というところと絡んでいる。実際にレセプションという形で、パルテノンが実際に再開館した後に受付等を行っていただくような方を市民協働という形で育成したりする事業である。

次に、市民参加演劇事業、こちらは、多摩市の歴史・文化遺産の要素を取り入れた音楽劇「わが町、たま～月の光～」を市民キャストや市民スタッフ及びプロ・アマと共同で制作し実施するものである。この市民舞台芸術学校や市民参加演劇公演についても、パルテノン多摩レジデントアーティストで募集したアーティストにも協力をいただくような形になっている。

2番の博物館系が5つある。こちらのほうは、ここで植物観察ということで、こちらは実際にフィールドワークで植物観察をやっていくような予定でいたが、コロナの感染拡大を受けて、ポスターを制作し、そちらを展示するような形で行った事業である。多摩センターの駅のほうに、ここで植物観察のポスターを掲示して皆さんに見ていただく事業である。

2番目の、みんなの植物観察会については、中断していた植物観察会を再開するというので、9月末から3月初旬に実施予定ということで、現在募集を始めている。

3番目の、航空斜写真から見た多摩ニュータウン。こちらは、ココリア多摩センターの5階の丸善の本屋さんのほうでパネル展示等をやっているもので、9月15日までなので今日までだが、明日からまた新しい企画で展示をする予定である。

4番目の市民学芸員養成セミナー、こちらにも9月に参加者を募集して、市民学芸員、まさにこちらにも学芸員の市民版ということで協働してやっていくようなものとして、市民組織というところの取り組みの1つという形に

なっている。

それから、古文書講座のほうが、地域の歴史を理解し、愛着を深めることを目的に、歴史の解明に必要な古文書を読み解く力をつけるための講座を実施すると。こちらも10月から実施をする。

最後だが、動画発信ということで、パルたまレポートで引っ越しの状況であるとか、パルテノンTV動画でワークショップ、朗読会ということで、舞台芸術学校の一環のようなもので朗読の基礎を習う。あと、ここで植物観察会の解説等を実際にユーチューブのほうで発信している。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 今、本当にコロナの中で大変だと思うが、1番の舞台芸術系事業というのは、リモートとかでやっていくのか、場所がある程度必要な場所で決まってるかというところだけお聞きする。

宮崎文化施策担当課長 1番の舞台芸術系事業だが、9月までは、最後にお話しした動画発信というところでお話しした2番目、パルテノンTV動画でワークショップ～朗読編～という形でやっていたが、今後は、感染のほうを注意しながらリアルの場でやっていく予定である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6、新型コロナウイルス感染症による施設管理への影響について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 本件は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、体育施設で実施してきた取り組みの経過、現在の開館状況と実施している感染防止対策、再開後の利用状況と利用料金の状況について報告するものだ。

詳しくは、森合スポーツ振興課長が説明する。

森合スポーツ振興課長 説明する。新型コロナウイルス感染症による施設管理への影響についてということで、まず大きな1番の経過というところである。新型コロナ

ナウイルス感染防止による各スポーツ施設のこれまでの休止対応経過をまとめさせていただいている表になる。主に今年の2月の末ぐらいか、感染拡大してきた時期、それから緊急事態宣言が発令されていた時期、こちらについては概ねこの施設も休館という形の対応を取らせていただいている。それから6月以降の各施設の再開について、若干ばらつきもあるので、その辺について説明をさせていただければと思う。

まず、一番上の総合体育館については、個人利用と団体利用という形で分かれている。個人利用については、2月28日から感染拡大防止対策というものも講じる期間もあったので、若干6月以降も時間がかかったが、6月22日まで休館という形で、6月23日から再開という形になっている。ただ、個人開放の中でも接触が多いようなスポーツ、そういったスポーツに関しては、バスケットボールとかバレーボールとか器械体操、それからキッズルーム、幼児室、そちらについては、引き続き今休止という形を取らせていただいている。団体利用については、6月の再開後からは基本的には使っている状況がある。

続いて、屋外体育施設である。屋外体育施設についても、3月2日から休止をかけさせていただいて、3月の3週目、1週間程度、一時再開をさせていただいたが、やはり感染拡大を受けて、また休止という形で、最終的には5月末までということで、6月から再開という形になっている。

大谷戸公園キャンプ練習場、ここは飲食を伴うところもあるので、またバーベキューで感染者が出たという報道等もあった。そういったところを含めて、再開については慎重を期して、7月4日から再開という形をさせていただいている。それから、条件をつけさせていただいて、不特定多数の方が利用できるというところではなくて、基本的には同一家族単位で御利用というところを、今制限をかけさせていただいている。

温水プールについては、2月28日から5月末まで休止という形で、6月以降、段階的に利用人数の緩和をかけていって再開という形になっている。当初は150人からスタートして200人、300人ということで、今現在400人という入場制限をかけさせていただいて運営という形になっている。団体利用については、体育館と同じように、3月2日から5月31日ま

でということで、6月以降再開という形になっている。

それから、体育館と温水プールのトレーニングルームである。トレーニングルームについても、一時期クラスターというのか、そういったところの報道等もあったので、きっちり感染拡大防止対策というものを実施して、7月から両施設のトレーニングルームについては再開という形を取らせていただいている。

武道館、陸上競技場については、多摩東公園の改修工事もあった。陸上競技場については、6月から再開という形になっている。武道館については、※3つ目になるが、発言を控えさせていただくが、こういったところを理由として、若干再開が遅れていたという部分もある。武道館については7月11日から再開という形を取らせていただいている。

それからレストラン、これは温水プールも総合体育館もという形になるが、レストランは飲食を伴うというところもあるので、今も含めて、休止という形を取らせていただいている。

続いて、2ページ目、現状と感染予防対策というところになる。

まず、大きな2番の(1)開館状況というところである。主な利用制限になるが、まず黒ポチの1つ目、総合体育館の個人利用と温水プールのトレーニングルームについては、事前予約制という形で、少し制限をかけさせていただきながら運営を始めている。大谷戸公園については、先ほども御説明させていただいているとおり、家族間のみ利用ということで制限をかけさせていただいている。武道館についても、ここに記載させていただいているような理由に伴い、一定の帯には利用休止という形を取らせていただいている。それから、大会、イベントである。そういったものについては、各種団体から発出しているガイドライン、そういったものに沿った感染予防対策を実施した上で、最終的には主催者が判断していただいて開催したりとか、そういったところで運用をしている。

それから、利用休止を継続している部分についてである。先ほども申し上げたとおり、感染リスクが高い接触系のスポーツというところで、総合体育館ではバスケットボール、バレーボール、器械体操、キッズルームの幼児室というところである。それから、温水プールについてはミストサウナ・憩い

の場・アイランドスライダーということで、2人乗り用のスライダー部分、そこを現時点でも休止という形を取らせていただいている。それから、体育館と温水プールのレストランというところである。

利用ルールについては、大きく利用前、それから来館時、それから利用中ということで3つに分けさせていただいている。これは、ほかの公共施設の基本的な事項という形で、検温であったり事前確認であったりとか、あとは手指消毒であったりとかマスク、そういったものを基本的には義務づけるような対応を取らせていただいている。

続いて、3番である。6月、7月、施設の再開後の利用状況がどうなっているのかというところである。

6月、7月の利用状況ということで、まず利用者についてである。屋外体育施設以外は軒並み、前年度比からいくと、かなり稼働率としては落ちているような状況がある。屋外体育施設については、感染リスクが低いというところもあって、前年度と比べると逆に伸びているところもある。

利用料金の比較である。これも、同じように屋外体育施設については前年度比から117.2%ということで、プラス125万円程度、利用料としては伸びている。ただ、ほかの施設に関してはかなり減っている。温水プールについても、前年度比25%というところで、約3,100万円の赤字というところもある。そういったところを含めて、先日、補正予算でも可決していただいたとおり、各施設、スポーツ施設と温水プールの補填額というところで補正予算を計上させていただいて可決をしていただいているところである。

説明としては以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 温水プールのところだが、大分来館している方が少ないということで400人に今かけているとおっしゃったが、今後、どうされるのかというのと、プールサイドとかでもマクスを着用しなければいけない感じなのか。

森合スポーツ振興課長 温水プールについては、現在の運用ということで、400人で運用させていただいている。最大定員は、温水プールについては1,000人

という形になるので、最終的には50%の500人まで緩和したいと考えている。

その時期についてだが、実は温水プールについては、この10月から20年の老朽化に伴う改修工事が開始されるので、実際運用自体は今月で終了という形になるので、指定管理者とも協議させていただきながら、来年の4月には500人でリスタートというか、再スタートさせていただきたいと考えている。

それから、マスクの着用についてだが、特段遊泳時には、水に濡れるところもあるので、特には義務づけというか、推奨はしていない。ただ、入場する際であったりとか更衣室であったりとか、そういったところではなるべくマスクを着用するをお願いをしているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

7、温水プール及び総合福祉センター指定管理者制度更新方法の変更について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 温水プール及び総合福祉センターは、平成20年度以来、指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間が令和3年3月末をもって終了することから、令和3年4月以降の指定管理者については5年間を指定管理期間として公募することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、更新方法を変更したので、今回、報告するものである。

詳しくは、森合スポーツ振興課長が説明する。

森合スポーツ振興課長 説明する。まず、資料に基づいての説明の前に、全体的な概要を説明させていただければと思う。

今、部長のほうから説明させていただいたとおり、次期指定管理期間を5年間として公募予定としていた。ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大により、温水プールの収支状況等に大きな影響が生じていると。それから、数年先の管理運営のあり方や利用料金収入の予測が非常に困難であるとい

うこと、また感染予防を踏まえた新たな管理運営方法への転換が求められていることから、その検討、検証には、現在の施設の状況や特性を十分に把握している現指定管理者を1年間延長して、新たな施設の管理運営基準、それから運営手法を定めていく予定である。

具体的には、利用人数の制限であったり運用時間や休館日の見直しなどの事業規模の検証もしながら、収入と支出のバランスを踏まえた事業規模への転換を検討していきたいと考えている。

なお、指定管理者の決定については、議決の案件という形になっているので、改めて12月議会のほうに議案として上程させていただく予定である。

資料に基づいて具体的に説明をさせていただければと思う。

まず、大きな1番、温水プールの現状である。①のところ、コロナ禍の中で利用エリア・利用人数の制限等を実施しながら営業を再開しているということで、先ほど来説明させていただいているとおり、かなり稼働率、利用者の方が減っている状況がある。

2つ目、利用料金収入は、新型コロナウイルス感染症対応前と比べて、従来の約3割程度まで大幅に減少しており、収入構造に大きな影響を受けていると。先ほど来、これも説明させていただいているとおり、かなりの利用料の減収が発生してしまっているところである。

3つ目、温水プールの主な利用形態は個人利用のため、団体貸切が主体のほかの公共施設に比べて、利用人数の制限等の影響、それから利用者が減っているところの影響をかなり大きく受けってしまうような施設であるということになる。

4つ目、温水プールについては年間の運営費用の規模は約4億円であり、そのうち利用料金収入が占める割合は4割以上、約1.8億円と、ほかの公共施設と違ってかなり高い状況がある。よって、利用者が減れば収入が減るということで影響がかなり大きくなってしまっているという状況がある。

そういったところを受けて、来年度から5年間、改めて指定管理を公募する予定だったが、来年1年間については、現指定管理者を特命延長させていただきながら、新しい生活様式、そういったものを踏まえた運営手法、管理基準というものを検討する期間として1年間設定させていただきたい。そ

れを踏まえて、再来年、令和4年度から改めて5年間の指定管理者の公募をしていく予定になっている。それが2番の表になる。

3番、変更理由というところで、令和3年度から指定期間を1年間とする理由というところについては2つある。管理運営や収支の予測が立てづら  
いということである。それから2つ目としては、新たな施設運営方法の転換が求められているところもある。それから、令和3年度から更新を特命とする理由だ。次期指定管理期間が来年度1年間という形になるので、新たに公募しても複数社公募していただくことがなかなか難しいということである。それから2つ目、3つ目、同じような形になるが、新たな管理運営方法の検討に当たっては、施設の管理運営状況を十分に理解していることが必要である。これまでの3期にわたり管理運営を行っている現指定管理者、そこに施設を熟知していることも加えて、十分な実績を有しているというところで、現指定管理者に特命延長という形をかけさせていただければと考えている。

2ページ目、今までの経過というところで、これは庁内の経営会議の中で2回にわたって議論させていただいて、最終的には、今説明させていただいたとおり、来年1年は特命延長で、再来年から改めて5年間の指定管理で進めるということを決めさせていただいている。

今後のスケジュールでは、9月下旬に、特命延長にはなるが、手続的には改めて現指定管理者のほうから来年1年間の提案をいただいて、それを評価させていただいて、候補者として決定させていただく。それを踏まえて、仮協定であったりとか、最終的には12月の議決で議案を上程させていただくようなスケジュールになってくるのかと思う。

その他というところで、先ほども説明させていただいたとおり、温水プールについては20年の老朽化の改修工事があるので、10月以降、半年間は休館させていただく。ただ、温水プールエリア部分の工事になるので、トレーニングジムについては10月以降も運営していく予定である。

説明としては以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

8、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期におけるIOC及び組織委員会等の動きについて、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、委員の皆様御承知のように、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、1年延長となった。今年2月からのIOC組織委員会等の動きについて説明する。なお、現在、組織委員会が大会の簡素化に向けた取り組みを検討している一方で、政府ではアスリート、観客等にとって安全安心な大会運営の実現に向け、実効的な新型コロナウイルス感染症対策の検討提示をするため、感染症対策調整会議を設置し、9月4日に第1回の会議を開催したところである。このような動きも進んでいることがあるので、資料にはないが、併せて、簡単ではあるが、報告させていただく。

説明は、齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長が行う。

齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、お手元の資料をもとに説明させていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期におけるIOC及び組織委員会などの動きについてである。

2月13日、14日、IOC、IPC、国と組織委員会、WHOなどによる緊密な情報交換・共有が開始された。その後、IOC及び組織委員会が東京2020大会の延期を含めた複数のシナリオを検討され、3月24日、御存じのとおり、バッハIOC会長、安倍首相、森組織委員会会長による電話会談があつて、1つ目が東京2020大会を1年延期する。2つ目として、大会名称については東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をそのまま継続する。3つ目として、大会中止は選択肢に含まないということで合意をし発表がなされた。その後、3月30日、東京オリンピックの開催期間が令和3年7月23日から8月8日で、パラリンピック競技大会が令和3年8月24日から9月5日ということでの会期が発表された。

次ページを御覧願う。

6月になって、I O C組織委員会等から、今、部長からも申し上げた大会の簡素化の方針が発表されて、その後、7月に入って、実際のオリンピックの新スケジュールということで競技の日程が公表された。多摩市が会場となる自転車競技ロードレースだが、男子レースが開会式翌日の2021年7月24日、女子レースについては、その翌日、7月25日ということで正式に発表がされている。また、8月3日にはパラリンピックの新スケジュールも発表された。

ここまでの動きである。

先ほど部長のほうから申し上げた、資料作成後の動きとして、今月4日、東京都と政府、また大会組織委員会の新型コロナ対策会議が開催されて、東京2020大会に向けて大きく3つ、水際対策、また競技場の運営、感染者発生時の対応というところの議論を進めて、年内に一定の対策をまとめるということで発表がされている。それを受けて、9日、I O Cのバッハ会長がオリンピックの理事会終了後に、コロナ対策の具体的な検討を本格化させるということでの発表があった。

また、今後、I O Cと大会組織委員会が、今月下旬に開催する調整委員会で議論を進めていくというところの話があった。

また、この翌日、10日、橋本オリンピック・パラリンピック担当大臣とホストタウンの地方自治体の首長とのオンライン会議というものが開催されて、4日の新型コロナ対策会議の内容の御報告と、今後のホストタウン事前キャンプの受入れについての最初の意見交換ということでオンライン会議が開催された。今後、こうしたオンライン会議とかオリンピックの調整委員会、また国、東京都、組織委員会で議論がされている新型コロナ対策会議の内容をもって、年明けにより具体的なところの準備というものを進めていくことが必要になってくるという認識を持って、現在対応を進めておるところである。

報告は以上だ。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

本間委員 新型コロナの影響でということでは難しくなったのかと思うが、児童生徒の方が競技を全員が見学できる話が以前はあったが、その辺の情報は聞いているか。

齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今回の御質問は、市で自転車のロード競技が開催される際に、沿道で、市内の小学校とか中学生の子どもさんたちが観戦できるかどうかということについてどうか。

本間委員 ロード競技だけに限らず。

齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今御質問いただいた競技を観戦するということが、先ほど簡単に御説明させていただいた、国と東京都と組織委員会のコロナ対策の検討会議のほうで、これからどういう形で安全に競技がされるということもそうだが、観戦ができるかということも議論されると聞いている。その結果をもって、それぞれの競技会場、もしくは競技種目ごとに詳細な部分は決まってくるのかと認識している。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

9、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針」の再改訂について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 本市におけるオリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについては、平成28年2月に策定した2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針に基づき進めてきたが、今回、オリンピック・パラリンピックの開催が1年延期されたことを踏まえ、開催の意義を振り返り、実施事業やレガシーとする事業の方向性を確認するとともに、事業や取り組みを推進する仕組みを明らかにするため、取り組み方針の再改訂を進めているので、報告させていただきます。

詳しくは、齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長が説明する。

齋藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、お手元の資料をもとに説明させていただきます。

これまで、2016年2月に東京2020大会に向けて多摩市の取り組みの方向性を定めるために本方針を策定している。その後、2019年3月を、自転車競技ロードレースコースの市内通過決定等、大きな情勢変化を踏まえて、2020大会に向けて重点的に取り組むべき目標を明らかにすることを目的に、本方針を改訂させていただいた。

今回再改訂の作業を進めているが、再改訂の目的としては、オリンピック・パラリンピックの開催が延期されたことを踏まえて、その事業や取り組みを推進する仕組みを明確にすることを目的に作業を進めているというものである。

再改訂の主な内容だが、この資料の右下の部分、真ん中から記載させていただいている。

1つ目が、オリンピック開催意義の再確認をしていく。そして2つ目としては、重点事業及びレガシー事業の確定、併せて新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、事業実施に当たっての留意点も明示していきたいと考えている。そして3つ目である。本方針における取り組みの推進のための仕組み、この仕組みとともに、今回の東京2020大会を契機として生まれる連携とか協力、こうしたものをレガシーとし、多摩市のスポーツ振興などを推進する体制の方向性を、再改訂の内容で示していきたいということで考えている。

また、再改訂作業が終わったら、改めて議会にも報告をさせていただきたいと考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10、令和2年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、子ども青少年部協議会案件の御説明をさせていただく。

まず、番号10番の令和2年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要に

ついてということで御説明をさせていただく。子ども・子育て会議については、先般8月25日に開催をさせていただいた。その都度、子ども教育常任委員会の協議会に御報告をさせていただいているので、今回も会議の内容について御説明をさせていただく。

詳細については、水野課長から御説明させていただく。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、資料10について御説明させていただく。

まず、資料をお開きいただくと次第が載っている。今回、審議案件が1件、報告案件が3件という形で次第をつくらせていただいた。なお、この次第の一番下のところに、※で書いている報告事項③「(仮称) 子ども・若者総合支援条例の進捗について(報告)」については、別案件として報告するので、12番のところで改めて御報告をさせていただく。

なお、私のほうからは、審議資料の①と報告資料の②を報告させていただく。報告資料①については、松崎子育て支援課長から御説明させていただくので、よろしく願います。

それでは、次第を1ページおめくりいただくと、令和3年4月に向けた待機児童対策についてということで、資料をつくらせていただいた。

こちら、令和3年4月に開所をする3か所の認可保育所の詳細を御報告したところである。一番上のところが永山1丁目、ベルブ永山の209号室にただいま整備をしている認可保育所、定員60名の場所となる。2列目、こちらも認可保育所で、多摩センターの法務局跡地のところに今建設中のものが105名定員でスタートする予定となっている。3列目、小規模保育所については、現在鶴牧1丁目のちょうど南部地域病院から下がってきたところの交差点にある、今、あおぞらばれっと保育園ということで今年度スタートしたところだが、もともと最初は平成27年度にあおぞらルームということで小規模保育所を開園した場所と同じ場所である。こちら、一番下の小規模保育所と真ん中の認可保育所、運営法人が社会福祉法人となっているが、こちら、こぼと会という同じ法人になるので、今現在の鶴牧1丁目で行っている認可保育所が、真ん中の落合1丁目の法務局跡地に移転するというイメージで、もともと小規模保育所であった場所を再度活用するというので、3列目、小規模保育所をもう1度再設定するという形の御報告

をさせていただいた。

続いて、資料をずっとおめくりいただいて、最終ページを見てほしい。

令和2年度エリア別認可施設入所保留者・待機児童数・空き状況ということで、報告資料の2ということで御報告させていただいたものとなる。カラーの多摩市の地図で、中学校エリア9エリアに分けた待機児童の状況の分析図となっている。こちら、まず左上を御覧いただくと、待機児童の出し方の算出方法を載せさせていただいている。一番左側の黒い人の影があって、数字、171人と書いてあるところだが、こちらは認可保育所を申請されて、認可保育所に入れなかった方々の総数が書かれてある。そこから引く数字として、真ん中の四角の枠のナンバー1からナンバー5の保育施設を御利用の方は引くという形になっているので、こちらの数字を引いて出てきた数字が、一番右の赤い人の枠で囲ってある「待」と書いてあるところの50人、これが令和2年4月現在の多摩市の待機児童ということで公表させていただいた。

それを、多摩市の中学校区域を参考として9エリアに分けて、見やすい地図状にしたものが、多摩市の地図の表となっている。最初の式の黒い「保」と書いてある認可を申し込んだ方の保留数から、待機児童の数、赤い数字を入れさせていただき、さらに空き状況も入れさせていただいている状況である。こちら、最初に御説明した令和3年4月の新しい3か所の保育枠を確保することで、こちらの待機児童解消を目指していきたいと御説明をしたところである。

まず、私のほうからの説明は以上となる。

松崎子育て支援課長 それでは、報告事項の②を報告させていただく。

こちら、令和2年度4月1次認可保育所等の入園状況についてということで、入園された方の最下指数を表に表したものにあり。認可所の募集人数に対して最下指数で入園された方の指数を保護者の皆様に参考として表記をさせていただいている。表題の下のところ、3行ほど注意事項として表記させていただいているが、令和2年度の4月1次選考において内定となった児童の最下指数で表記させていただいて、内定者が1名の場合は内定者個人の指数となるので非公開という表示になっている。また、入所者が

いなかった場合については該当者なしという表のつくりになっている。こちらの表の報告を、子ども・子育て会議でさせていただいている。

指数の傾向としては、昨年度、令和元年度の4月1次入所よりも傾向として下がっている状況である。また、新設園2園が増加したことによって、より多くの方が入れているということで指数が下がったと捉えている。

また、非常勤で勤めている方々の増加も見受けられる傾向があるので、そういう方が要因となっているように捉えている。

こちらの資料の説明は以上だが、子ども・子育て会議では添付していない参考資料として、次ページめくっていただくと、多摩市内の認可保育所・地域型保育施設・認証保育所の空き状況ということで、4月1日現在、保護者の皆様方には5月の入所の目安にさせていただき空き状況、募集人員を情報として掲載させていただいている。4月入所された後、どれだけの人が入ることができたのかというのも、こちら参考になるが、募集人数が、一番上段の多摩保育園を御覧いただくと、4月1次の募集時点では募集人数が10名あったところ、0歳は0人ということになっているので、そうすると10名募集があった人数は入所されたという状況になっている。

こちらの資料を参考につけさせていただいたので、御確認いただければと思う。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 いろいろ待機児童のことは数年、だんだん少しずつ改善されていると思うが、市としては、今後、もう少しこのところが何とかしなければいけない場所だと思われている場所があるのか。

水野子育て・若者政策担当課長 ニーズでは、ずっと取り組んできた駅に近い利便性のよいところというのが非常に御希望が多いと認識している。それに伴い、駅の周辺ということで今回整備をさせていただくが、今後は、待機児童ゼロを達成した後は、そのゼロを維持するというのが課題となってくると思う。

それに向けて、先ほどの多摩市の全図のところでも示させていただいた空きのところ、空きも存在しているというところでは、その空いているとこ

るとのマッチング作業も今後必要になってくると考えているので、またしっかりと検討してまいりたいと思う。

岩崎委員 人口動向みたいなものを見据えるのかと思うが、一旦取りあえず駅にも整備ができてきたということで、これを維持するということをおっしゃったが、取りあえず今までの政策の中でこれから増設というのは一旦は立ち止まる感じなのか。

水野子育て・若者政策担当課長 整備計画については、令和3年4月の解消で、一旦ここで新規設置は終わる形にしている。今後は、マッチングというところで、市内で空いているところとの整合性というか、マッチングをしっかりとやっていきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 この待機児の状況をいただいた。順調に減ってきているというか、そういう状況だというのは感じるが、今年に関しては、コロナの影響というのが一定あるのかと思うので、その辺の受け止めだけ確認をさせていただきたいと思う。

松崎子育て支援課長 具体的に新型コロナウイルスの影響が利用にどれだけ影響を与えているかということは、正直定かではないところであるが、取下げ書を出された方の中に、新型コロナウイルスによって申請を取り下げるといの方が実際にいらっしまったことはあるので、少なからず影響が出ているものと捉えているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会を休憩する。再開は午後3時20分とする。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時20分 再開

いいじま委員長 それでは協議会を再開する。

11、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の追加実施について、市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 本件については、さきの7月議会で補正予算としてお認めいただいた事業である。その事業について、対象者を追加するという内容である。

事業の中身としては、東京都がひとり親世帯に対して商品のカタログをお送りして、対象者がそのカタログの中から必要なものを選択してその商品を受け取るという内容である。その対象者を追加するという内容で、内容については松崎課長から御説明させていただく。

松崎子育て支援課長 それでは、追加実施の概要について報告をさせていただきます。

東京都が、これまで令和2年6月分の児童扶養手当受給者、それから令和2年7月末までに新たに児童扶養手当を受給することになった者ということで事業を開始させていただいたが、新たに追加ということで、資料の項目2番、御覧願う。①の追加対象者としては、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給が決定したもの、括弧書きで、既に支援を受けた者を除くという状況になる。ひとり親世帯の臨時特別給付金の支給が決定した者については、黒ポチの2点の対象の方が加わっている形である。さらに、期間を延長していて、②令和2年8月以降、令和3年3月末までに新たに都内で児童扶養手当を受給することとなった者ということで、対象者の拡大をしている。

こちら、市の対応としては、申請した月の翌月に対象者の方に向けてカタログを送付する予定である。こちら、毎月上旬をめどに対象者の方にカタログを送付する。こちら、拡大に伴う新たな予算措置であるが、新たに発生する市費負担はなしという状況である。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12、(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗について(報告)について、市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 本件については、さきの協議会でも御説明をした(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗ということで、スケジュールをお示しした。その時点では、まだ委員の選定が終わってなくて、ここで委員が決まった。また、

会議については9月24日に第1回の会議を開くということで、今回、委員の方についての御報告をさせていただく。

報告の内容については、水野課長のほうから御説明をさせていただく。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、資料の説明をさせていただく。

12番の資料をお開き願う。こちら、まず（仮称）子ども・若者総合支援条例の進捗について（報告）ということで、毎回この協議会にてこの条例の報告はさせていただく予定となっている。

まず、今回、各外部委員のメンバーが決まったので、個々に名簿を載せさせていただいている。学識経験者4名、子ども及び若者の育成に関わる地域活動を行う方6名、学校関係者3名、公募による市民の方が3名ということで、合計16名決定したので、こちら、名簿でお示しさせていただいている。

2ページ目をお開きいただいて、スケジュールである。まず、上段の協議・検討というところで、今名簿でお示しした外部委員を入れての検討が9月から、今月24日からスタートする。庁内委員会は、先行して6月からスタートしているが、いよいよここから外部委員会と庁内委員会とで中身のキャッチボールが始まり、内容を協議していくという形になる。

下段のところ、決定というところに、子ども教育常任委員会というところに入れさせていただいている。こちら、適宜その報告をさせていただくこととなっている。

さらに、一番下の報告というところで、子ども・子育て会議にも毎回こちらの状況は御報告をさせていただくので、今後、外部委員会での議論がどんどん進んでいくと、中身も御報告ができるかと考えている。

資料の説明は以上となる。よろしく願います。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 これから始まるということで、広報にも載っていたかと思うが、こういう状況でも傍聴ができると聞いたが、その点をお聞きする。

水野子育て・若者政策担当課長 傍聴については、定員5名ということで、コロナ対策をしつつかりしながら、できるという形で進めていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 公募による市民の方3名と書いてあるが、年齢はどういった年代の方か。  
水野子育て・若者政策担当課長 公募市民の方の年代ということで御報告させていただく。

まず、資料の一番上に記載されている方、30代の方である。2番目の方が20代の方、一番下の3番目の方が60代の方ということで、年齢としては以上となる。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 子ども及び若者の育成に係る地域活動というところで、民間事業者の方、  
どういう関わり方をしているのか、子どもとか若者に。

水野子育て・若者政策担当課長 民間事業者の方だが、会社に在籍をしながら、その会社で  
の子育てをしながら仕事をするメンバーの状況等についていろいろ研究等  
をされているという方で、こちらの方を御連絡させていただいて、御了解い  
ただいて、委員になっていただいた。

しらた委員 経営企画部の研究者なのか。

水野子育て・若者政策担当課長 言葉に曖昧なところがあった。研究者ではなく、一般の社  
員の方で、会社での社員の働き方等についていろいろ活動されている方と  
いうことである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件については、これで終わる。

13、令和3年度に向けた学童クラブ待機児童対策について、市側の説明  
を求める。

本多子ども青少年部長 令和3年度に向けた学童クラブの待機児童対策については、今年  
度、予算を認めていただいて、東寺方小学童クラブの増設を今進めていると  
ころである。その内容等について植田課長のほうから詳細を御説明させて  
いただく。

植田児童青少年課長 協議会13の資料を御覧願う。令和3年度に向けた学童クラブ待機  
児童対策ということで、現在ある東寺方小学童クラブ第一・第二に隣接し  
て、(仮称)東寺方小学童クラブ第三を増設して定員を拡大し、待機児童対  
策とするというものである。

1、定員増についてである。現在の第一・第二の定員が104人で、今予定している第三の定員が45人ということで、合わせて合計149人ということで、来年度進めていこうと考えている。

2番の進捗状況及びスケジュールについてである。令和2年5月に、第三の建設工事の契約を行った。10月には、電気と機械の設備工事を契約予定である。その後、工事着工して、来年の3月に竣工予定、そして4月に開設予定ということで考えている。

3番の条例改正についてである。今年の12月の市議会定例会のほうにおいて、学童クラブ条例の一部改正を提出する予定である。

4番の予算措置についてである。建設工事費については、令和2年度の当初予算ということで7,318万6,000円となっている。

以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 この新しい学童クラブ、大分いろいろなところをつくってきているが、今回の合計149人になるということで、最大の人数でほぼ足りる状況なのか。

植田児童青少年課長 学童クラブの定員、あとは待機児童の解釈というところだが、市内全域のところからいうと、エリアごとの待機児童というのが発生してしまうので、なかなか、ここを定員増したからといって全て解消するかというところは難しいと思うが、今行っているこちらのエリアに向けた待機児童解釈ということでは、今回の待機児童の数からすると、申請状況がそんなに大きく変動がなければ、こちらのほうは解消できると今のところは見込んでいるところである。

岩崎委員 人数のしっかりした算定は難しいかと思うし、新しいところなので、それなりに適応できるのかと思うが、今の東寺方だが、もう1つ聞いた話で、第二小学童クラブが、今、増加しているということで、155名の定員にしていきたいという市の考えがあるそうだが、その場所が少し大変ということを関係の方からお聞きしたが、こういう新しいところはある程度状況をうまくつくることはできると思うが、途中で改修等の要望があった場合、市

としてはどう対応していこうとしているのか。

植田児童青少年課長 多摩第二小学校の学童クラブで御例示があったが、9月1日現在の学童クラブの在籍児の状況からいうと、待機児童はなしとなっている。

ただ、我々としても、改修や増築をしないで、どうやって対策を図れるのかについては考えているところで、その辺のところについては、例えば法人と協議をして、具体的ところが方向性としてまとまったら、また改めて報告させていただければと考えている。

岩崎委員 いろいろな状況が変わるところでいろいろな要望が出てくるのかと思うが、今回は、コロナの状況の中でも、そして暑い夏の中でも、そこにいるしかない子どもたちにとって、なるべく快適な環境を整えてあげたいと施設の方たちが思ったんだと思うが、いろいろ理由があつてなかなかすぐに対応できないこともあると思うが、他の学童クラブとここの別の学童クラブがあまり環境に違いがないように、市としては誠意をもって対応していただけたらと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

14、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 本件については、連光寺複合施設、それと鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修、この進捗が進んでいるが、我々子ども青少年部としては、この施設に入っている児童館の大規模改修に影響されるので、これの対応についての御説明ということで報告をさせていただく。

資料については、生活環境常任委員会のフォルダの中に資料がある。そちらをお開きいただけるか。生活環境常任委員会の協議会の1番の資料になる。

こちら、くらしと文化部コミュニティ・生活課と子ども青少年部児童青少年課の連名で資料を提示させていただいている。内容については、植田課長から御説明をさせていただく。

植田児童青少年課長 資料を御覧願う。こちらは、新型コロナウイルスの感染の影響によ

って、基本実施設計作業に遅れが生じた。そういったところで、ポイントを絞って御報告申し上げる。

まず、連光寺複合施設のほうである。1番の、これまでの経緯の(3)を先に御覧願う。基本・実施設計業務委託ということで、令和元年10月から令和2年の11月までの契約を締結したところだが、2番の今回の変更点というところで、それが令和3年1月下旬に契約完了の予定となっている。3番の今後の予定というところでは、来年3月の多摩市議会に改修工事の予算案を上程し、6月の多摩市議会のほうに改修工事の契約議案を上程する予定である。その間だが、8月2日に予定していた地域懇談会は、感染拡大の影響によって中止しているが、通知によって地域の方に御案内したところである。

次に、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターである。

こちら、1番のこれまでの経緯の(3)を御覧願う。基本実施設計業務委託というところで、令和元年10月から令和2年10月までの契約を締結したところだが、2番の今回の変更点ということで、これが令和2年の12月下旬に変更、契約完了の予定となっている。

今後の予定だ。(1)令和2年11月に、トムハウスの利用者懇談会において近況報告を行う予定となっている。(2)来年3月の多摩市議会のほうにおいて改修工事の予算案を上程し、6月の多摩市議会のほうに改修工事の契約議案を上程する予定となっている。

なお、これに伴う両施設の児童館の代替施設の場所については、変更はない。

説明は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

少し待ってほしい。

少し時間があるので。先週の金曜日から土曜日にかけて、瓜生小学校でソロキャンプが行われた。土曜日の読売新聞の多摩版にも載っているので御

覧になった方もいるかと思うが、グループ活動はできないので、一人ひとり、火起こしからやって御飯をつくって、多摩市青少年問題協議会の方々がカレーをつくってくれて、それを食べる。そして体育館で一人ひとりテントで寝るといったキャンプが行われた。

こういう状況だが、いろいろ工夫して、少しでも子どもたちのため、地域のために取り組んでくださっていることに本当に感謝を申し上げて、私たちもこれからまた頑張っていかなければいけないと思っている。

では、協議会を続ける。

15、GIGAスクール構想の進捗状況について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長　それでは、よろしく願います。本件については、本年度臨時会、あるいは定例会の中で補正予算も御議論いただいたGIGAスクール構想の進捗状況について、室井課長から説明をさせる。

室井教育企画担当課長　国のGIGAスクール構想の多摩市における対応の進捗状況について、報告をさせていただく。

6月並びに7月議会で御承認いただいた補正予算に基づき、児童生徒1人1台のタブレット端末と、その使用を支える校内ネットワーク環境、そしてクラスに1台の大型提示装置について、整備のための手続を進めている。

まず、タブレット端末については、現在各学校に1クラス分程度配備している端末と同じiPadとし、これの入札を行った。現在、契約に向けて9月議会の追加案件として議案提出を予定している。

また、端末にインストールするアプリケーション等について、現在検討を踏まえて、端末の設定に関する業務委託について、今後入札手続を行う予定としている。令和3年3月の整備完了を目指している。

次に、大型提示装置についても、小中学校からの意見もいただきながら、電子黒板機能つきプロジェクターとすることを決定したことに基づき入札を行い、こちらも契約に向けて9月議会の追加案件として議案提出を予定している。こちら、令和2年12月の整備完了を目指している。いずれの機種も、教育ICT推進検討委員会に諮りながら仕様等を決定しているところとなっている。

次に、学校のネットワーク整備については、LANケーブルの敷設工事について、工期短縮のため、市内26校を3グループに分け、現在入札手続を進めており、開札予定は9月下旬を予定している。

LANケーブルの敷設後、順次終了した学校から、アクセスポイントやスイッチ類を設置していくため、機器の購入、設置、設定について、現在、内容や契約手法を含め検討及び調整をしているところとなる。

令和3年3月の整備完了に向け、スケジュールも厳しい中、急ぎ調整をしており、今後、必要に応じて御報告や議決案件の提出等を予定しているので、御理解、御協力をいただくようお願いする。

その他、タブレット端末を保管するための充電保管庫については、各教室に設置できるか学校との調整が終わり次第、仕様を固め、入札手続を進め、こちらにも議決案件として提出する予定としている。

なお、GIGAスクール構想ではないが、新型コロナ対策としての臨時休校に対応するために行ったモバイルルーター及びタブレット端末の貸出だが、休校期間及び分散登校期間も6月中旬に終了し、既に3か月以上経過していることから、学校の前期が終了する9月末をもって貸出を終了することとし、その後、一定期間を設けて返却をしてもらう予定としている。

御報告は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

山崎委員 端末の入札はもう終了しているということだが、アプリのインストール、業務委託の入札はこれからということか。

室井教育企画担当課長 おっしゃるとおりで、入れるアプリとか、どのように設定するかというところを、今、教育ICT推進検討委員会のほうで協議中となる。協議が終わり次第ということで、この後、入札手続をしていく予定としている。

山崎委員 アプリはアプリ、業務委託は業務委託で別々の入札になるのか。

室井教育企画担当課長 現時点で委託の中にアプリの購入も含めるか含めないか、含めないで教育委員会として購入するかというところは、まだ確定していないところになる。

山崎委員           まず、4月からのタブレット稼働開始をして、当初は持ち帰らないように教室内で使うということだったが、それ以降、徐々に家でも使用可能とか、そういったことも検討されているのか。

室井教育企画担当課長   この新型コロナの状況の中での家庭学習にタブレット等を使ったというところは注目されたところなので、できれば使いたいと思っているが、それをしていくためには幾つものハードルがあるので、そのハードルを越えられるかどうかというところで、検討対象とはしているところとなる。

山崎委員           現在の契約内容だと、保険は掛けていないと前聞いたことがあるが、もし持ち帰るようになったら、そのときは保険は掛けなくて、壊したら各自の負担になるという感じか。

室井教育企画担当課長   持ち帰りに当たってのハードルの1つがその部分で、今回の予算の中で、補償を入れてしまうと高額になってしまうというところで、それは入れずに、代替機等というところで修理対応をしていくようになっていく。これが持ち帰りになってくると、どこまで持ち帰っていただいた御家庭の負担とするかしないか、それを保険に入ってもらわなくても入ってもらわないかというところも、検討しなければいけないところと認識している。

いいじま委員長   ほかに質疑はあるか。

本間委員           Wi-Fiのことだが、このGIGAスクールのことではなくて、今、9月まででまた回収すると言われた、Wi-Fi環境がない方にお貸ししている分のWi-Fiの件だが、回収して、使わなくても利用料はかかってくるものなのか。

室井教育企画担当課長   通信会社とは6か月以上契約をすれば違約金は発生しないということで、基本的には月単位の契約になっている。6か月のところで契約を切らせていただいているところになってくるので、それ以降は料金はかからない予定である。

本間委員           機種も全部の通信会社に返却するということか。

室井教育企画担当課長   モバイルルーター自体は買取りという形で今回契約をしているので、手元に残って、今後第2波、第3波に使う場合、あるいはこれは国や東京都に確認をしていかないといけないが、ほかの教育活動に使える可能性があるかどうかというところで、今後検討してまいりたいと思っている。

鈴木教育部長 今、室井課長から御報告させていただいたとおりである。契約も、今年度、何としても完了させて、新年度4月から稼働させたいといったところの中で御質疑もいただいたが、特に3番のW i - F i 機器の設置の部分、現在、調整中となっているが、現在は、相当高額になる想定をしている。ここについては、納期だとか契約の手法を今調整しているところだが、状況によっては議会を臨時で開いていただいたりとか、そういうこともお願いする場面が出てくるかもしれない。その際は、よろしくどうぞお願いします。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

16、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の単価改正について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の単価改正についてである。国の要保護児童生徒援助費補助金に関する補助金額の単価が引上げられたことに伴い、単価を改正するものである。

詳細については、麻生学校支援課長より御報告申し上げる。

麻生学校支援課長 それでは、御説明させていただく。本年6月に、国より要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金、こちらの要綱改正の連絡、一部改正について通知があった。

その中で、先ほど申し上げた就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の単価の引上げが行われている。これに伴い、市のほうも同じように援助費の単価を改正したものである。

ここでは、改正をした項目について御紹介をさせていただきたいと思う。

1番の就学援助費である。こちらは、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、新入学準備金、それから卒業祝い金になる。

2番の特別支援教育就学奨励費である。こちらの項目が、学用品費、通学用品購入費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、通学用品購入費、修学旅行費、移動教室費になる。

改正後の金額については資料のとおりである。

説明については以上だ。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件については、これで終わる。

17、令和3年度使用多摩市立中学校教科書採択の結果について、及び18、平成31年度における多摩市学校事務共同実施業務状況について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、17番、18番について、指導課からの報告になるので、一括して御報告させていただく。

令和3年度使用多摩市立中学校教科書採択の結果について、8月の教育委員会で決定しているので、こちらについて山本教育部参事より御報告申し上げます。

18番の平成31年度における多摩市学校事務共同実施業務状況について、31年度、令和元年度から開始した学校事務の共同実施について、細谷参事より御報告申し上げます。

山本教育部参事 それでは、私から、令和3年度使用の多摩市立中学校教科書採択の結果について御報告をさせていただく。

去る8月24日、教育委員会にて中学校の教科書、教科、分野等を合わせて16の教科書の採択を行った。これまでの経緯については、お手元の資料2ページ目のところに載せている。簡単に御説明させていただく。

4月13日、教育委員会において、教育委員会の諮問機関である教科書選定協議会、こちらは中学校の校長、それから中学校保護者、あと学識経験者からなるものだが、こちらのほうに教科書採択に向けての諮問をした。その後、見本本の回覧、また教科書調査委員会での調査分析を行い、改めて教科書選定協議会において協議、また全ての発行社別に総合評価を行い、答申として取りまとめ、教育委員会において採択の資料としたところである。

教科書については、現行の教科書から5の教科、分野において教科書の採択変えがあった。1教科については理科、それからもう1教科については保健体育、分野においては家庭科、そして英語、道徳については採択変えを行

っている。

御報告は以上である。

細谷教育部参事 では、私からは、学校事務共同実施について、昨年度の状況の報告をする。業務視察と業務状況調査を行ったので、その結果についての報告となる。

昨年4月から先行実施である第3グループに都の支援員7人が配置された。そして、都事務職員から都支援員に業務の引き継ぎが行われた。10月には、瓜生小学校内に共同事務室を開室し、学校事務の共同実施が本格的に始まっている。

この間、教育委員会事務局では、先行実施の7校に対して資料の項目1にあるように、業務視察とアンケート形式による業務状況調査を実施した。

資料の項目2を御覧願う。こちらには、業務状況視察の結果について主なものがまとめられている。業務状況については、6月、11月ともに全ての職員から業務に滞りはないという回答を得ている。6月の視察では、10月の共同事務室開室以後、都支援員と市事務職員のみでの学校での事務室運営となった場合、業務が滞るのではないかと心配をする声があった。しかしながら、共同事務室開室後の11月の視察では、共同事務室から適切な指示、そして共同事務室職員による各事務室を訪問しての支援があることにより当初の心配はなくなったという回答を得ている。

資料の項目3についてだが、こちらは学校事務分掌表というものがあって、そちらに記載されている事業が65ある。その65について、これらの各業務の実施状況が滞りなく遂行できているか、業務の引き継ぎや移管ができているかという2項目に分けて尋ねた。この2項目について、できている、または概ねできていると肯定的に答えている業務の数は、6月時点に比べ、11月時点の調査のほうが増えていて、おおむね順調に業務移管が進んでいるということがうかがえた。また、この調査の中の自由記述では、副校長からは、副校長の事務負担軽減に大変つながっていると評価する意見が多数あった。また、都支援員からは、共同事務室からの支援によって安心して働けるというもの、市事務職員からは、提出書類等を都支援員とダブルチェックできるので大変よいという、それぞれ自由意見をいただいている。

私からは以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、17番、令和3年度使用多摩市立中学校教科書採択の結果についての質疑はあるか。

岩崎委員 今、説明の中で、変更した教科が幾つかあったが、道徳に関して変更されたということはあったが、そんなに何年もたっていないところで、この変更の主な理由を教えてください。

山本教育部参事 道徳については、昨年度から中学校において新しい教科書を使ってきた。今年度、令和3年度に向けての教科書ということでは、発行社を変えて採択変えということにしている。

その理由ということだが、採択をした際の教育委員の皆さんからの御意見等について御紹介をさせていただければと思う。その際には、現行の教科書についても採択をしてはどうかという御意見もあった。また、今回、採択をした教育出版についても採択をしてもいいのではないかという御意見があった。

一番の大きな理由としては、今のコロナ禍において、子どもたちに、例えばいじめの防止、それから他者を思いやる心、こういったものをじっくりと考えさせることが必要であろうという御意見があった。そういったものを考えさせる資料、または教材となるのがこの道徳の教科書になる。道徳の教科書で今回採択をした教育出版については、その資料の内容が子どもたちに理解をさせやすいというものがあった。また、子どもたちが理解をさせやすい資料であると同時に、教員のほうもその資料を使いながら子どもたちにいわゆる考え議論させる道徳の授業というものを充実させていくことができるであろうと考えて、これまでの光村出版から教育出版のほうに採択変えをしたところである。

岩崎委員 御説明ありがとうございます。ただ、道徳自体、教科がいいのかというのは別の問題だが、こうやって新型コロナの感染の拡大でよりこの教科書のほうがよかったというところでは、理解が難しいところもあるが、実際にもう1つの、今まで使っていた教科書と今回の教育出版とは、その点だけが違うのか、まだほかにもいい点があったのかをお聞きする。

山本教育部参事 教科書調査委員会のほうで、全ての教科書について調査分析をしてきた。

その調査分析をした結果については公表もさせていただいているところである。もちろん、今申し上げたような、子どもたちがよく理解ができる資料であるということだけではなくて、教員にとって、また子どもにとって、この教科書というものを使いながら子どもたちの心を育むという指導に活用しやすいということが一番の大きなよさでもある。

これは、光村出版も同様に言えるところではあるが、光村出版については、協議の中でもそれぞれ委員の皆様から御意見をいただいたところではあるが、その中では、やはり教材について文章量が多くて、中には、支援が必要な子どもたちにとってはなかなか理解をすることが難しいであろうと。道徳については、その道徳性というものを身につけさせていくところにはなる。いずれの教科書についても文部科学省の検定を受けて通ってきているものなので、それぞれのよしあしというものを我々のほうで十分に判断することはもちろんできない。それぞれによさ、また課題もあると考えている。

なので、今、ここでそれぞれのよさや違いというものについて明確に申し上げることはできないところではあるが、こういった教科書調査委員会の調査等を基にしながら、我々のほうで今回この教育出版の教科書を採択した。

岩崎委員 道徳自体は、先生の裁量がある程度自由になっているかと思う。そういう意味では、教科書に縛られるというのではなく、先生に自由な授業ができるように教育委員会としては支えていただきたいと思っている。

以上である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、18番、平成31年度における多摩市学校事務共同実施業務状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

19、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」の策定の進捗状況について、20、令和2年9月からの発達支援室・教育センター初回相談窓口の統合について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、19番、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」の策定の進捗状況についてということで、現在策定作業を進めているところである。こちらの進捗状況について、田島教育センター長より御報告申し上げます。

また、20番についても、令和2年9月から、今年9月1日から発達支援室と教育センターの初回相談窓口を統合した。こちらについて教育センターから御報告するものだ。なお、20番の資料については、健康福祉常任委員会のフォルダに入っているので、課長のほうから併せて御説明申し上げます。

田島教育センター長 それでは、「第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定」の進捗状況について御報告をさせていただきます。

令和元年7月から計画策定委員会を設置し、現在、合計6回検討してまいった。また、昨年の10月から12月にかけては学習会を開催して、特別支援教育の理解を深めるとともに、計画への意見を伺ってきた。策定した素案をもとに、令和2年4月から5月にパブリックコメントを行い、3件意見をいただいたが、新型コロナの感染拡大によって閲覧施設が閉館したこともあり、6月に2回目のパブリックコメントを実施し、合計で8件の意見をいただいた。パブリックコメントでいただいた8件の意見に関しては、次のページ以降に掲載しているので御覧願う。

今後の予定についてだが、現在、原案を教育委員会で協議中である。10月に教育委員会で決定した後、12月に議会へ報告させていただく予定となっている。

こちらの案件に関する報告は以上となる。

次に、健康福祉常任委員会のフォルダ、ファイルをお開き願う。こちらの協議会の16になる。協議会の16にあるが、その後、資料1、資料2も添付をさせていただいている。

こちらは、令和2年9月からの発達支援室・教育センター初回相談窓口の統合についてだが、9月1日から、こちらの初回相談窓口を発達・教育初回

相談窓口として統合し、実施している。周知に当たっては、資料1のチラシを作成し、8月20日から周知を開始した。また、資料2のカラー版のパンフレットになるが、こちらは教育センターと発達支援室のパンフレットになる。こちらを作成して、これから関係機関に配布をする予定でいる。9月1日から1週間の間では、現在、16件の相談が入っている状況となっている。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、19番、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」の策定の進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、20、令和2年9月からの発達支援室・教育センター初回相談窓口の統合について質疑はあるか。

岩崎委員 前も施設自体は1つだったんだと思うが、完全に相談するときの窓口が1つになったというのが始まったんだと思うが、それでは、今、保護者などから16件とおっしゃっていたが、パブリックコメントはもちろんあるが、いろいろな声をいろいろなところから聞かれると思うが、どのような感じなのか、所管の認識をお聞きする。

田島教育センター長 それではお答えする。市民の方からの意見としては、やはり教育センターに相談をするのか発達支援室で相談するのか迷っていたという方が、まずは相談をここにするとということがわかるので、わかりやすいという御意見はいただいているし、相談しやすくなったと伺っている。

また、学校からは、紹介がしやすくなったということで、すぐにこちらのチラシやパンフレットを渡すことで、まずはここに相談をしてほしいと言えつながらという意味で、紹介をしやすくなったというお声をいただいている。

以上である。

岩崎委員 同時に聞けばよかったが、所管としての働きやすさという点ではいかがか。

田島教育センター長 お答えする。現在、9月1日から始まったところになるので、試行錯誤しながら相談を受けているのが現状である。

ただ、今まで不登校等で相談にとなったときに、発達的な課題はないのかどうかなども含めて、みんなで検討していけるようになったことに関しては、大変今後の課題解決に向けての検討はしやすくなったと考えている。

以上である。

岩崎委員 今後ともよろしく願います。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

21、中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について、及び22、関戸図書館・永山図書館の自動貸出機等導入に伴う休館について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、21番、中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について、こちらについては既に議会の皆様には御報告させていただいているところだが、8月に開札した中央図書館建設工事の不調について、この後の対応について御報告をする。萩野図書館本館整備担当課長より御報告申し上げます。

22番については、関戸図書館・永山図書館について、本年度自動貸出機等の導入について取り組みを進めてきた。10月の第1週、第2週にかけて、それぞれ導入するために準備が必要になるので休館を行う。こちらについて横倉図書館長より御報告申し上げます。

萩野図書館本館整備担当課長 御説明する。協議会資料21になる。中央図書館建設工事の入札不調に関してとその後の対応についてである。

まず、1、入札不調の状況についての表を御覧願う。中央図書館整備に向けた建設工事については、6月から計4件の工事契約をして一括して入札手続を実施してきた。ナンバー1、中央図書館建設工事、ナンバー2以降については伴う工事になるが、ナンバー2が電気設備工事、ナンバー3が給排水衛生設備工事、ナンバー4が空気調和設備工事の4件である。

8月13日に開札をしたところ、そのうちのナンバー1建設工事とナン

バー3 給排水衛生設備工事が、その内訳の一部において低入札価格調査制度の失格基準価格を下回ったため失格となり、計4件の工事を一括して打ち切りとした。

2番の入札不調の原因についての2段落目を御覧願う。この結果を受けて、市としては、原因の分析を行った。その結果、予定価格よりも実勢価格のほうが高額となっている部分があり、そのことが失格となった内訳の一部に影響を及ぼした可能性があるかと判断した。

ここは非常にわかりづらいため御説明すると、まず各工事において事業者は市があらかじめ事業者へお知らせした予定価格の範囲内で入札金額を算定する。入札金額をあらかじめ市がお知らせした予定価格よりも高額な場合には、そもそも落札を諦めたものとされ辞退となる。ここで事業者は、入札金額とともに、その内訳として直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費という4つの内訳金額を含めて入札を行う。4つの内訳金額を合計すると入札金額になる。なお、内訳ごとの失格基準価格については事業者へお知らせしていない。

今回、ナンバー1 建設工事とナンバー3 給排水衛生設備工事において、事業者は市があらかじめお知らせした予定価格の範囲内で入札をしていた。だからこそ、その内訳のそれぞれについて低入札価格制度の失格基準価格を下回っていないかどうかを確認した。その結果、内訳の一部で失格基準価格を下回ったと。

分析をすると、失格基準価格を下回った内訳があると同時に、ほかの内訳では市が想定していた金額よりも実勢価格として高額だった内訳もあった。予定価格という合計金額の上限の範囲内で少なすぎる内訳のところもあれば多い金額の内訳もあったということになる。

つまり、内訳の一部で失格基準価格よりも低い金額があったから失格になったわけだが、逆に言うと、実勢価格として高額になった内訳があったため、ほかの内訳の金額を抑えなければならない状況になり、結果として失格になってしまった可能性があると考えている。

次に、3、今後の対応についてを御覧願う。今後の対応としては、まず前提として、既にお認めいただいている現予算の範囲内で工事を行うことを

考えている。現時点では、工事予算の増額は考えていないということである。

その理由としては、何度も申し上げるが、失格となった2件については、市が想定していた予定価格の範囲内で入札が行われたという実態があるからである。そして、今後の再入札に向けては、前回と全く同じ内容で再入札を行うことはできない。なぜなら、想定していた工期では、もう既に工事を行うことができないからである。そのため、工期を見直した上で現下の社会情勢に即した設計金額に積算し直す必要がある。そこで、5月まで設計業務を担っていただいた設計事業者を相手先として、9月10日付で再設計業務委託契約を締結した。再設計業務委託の中では、まず工期自体が後ろ倒しになってしまうので、どのような工事をいつ行うかという工事工程を見直す。そして、最新の公共建築物標準単価とか建設刊行物単価への入替えを行う。また、前回の設計業務委託の中でも行ったが、多くの事業者様から改めて見積書を聴取し、それらの金額を積み上げることで10月末までに設計金額の再積算を行っていく。設計金額が固まったら、11月からは改めて再入札の事務手続を行い、令和3年3月議会で契約議決として上程したいと考えている。

次ページにスケジュール表としてまとめているので、御覧いただけるか。

縦軸に実施項目、横軸に時間の経過を記載した表である。本年9月から10月にかけて再設計、11月から2月にかけて再入札の事務手続を行って、来年3月に契約議決を予定している。

その後については、令和3年4月から建設工事に着手して、21か月間に及ぶ建設工事を行い、令和4年12月に竣工する。そして、蔵書の移転や備品調達、職員のオペレーション確認等を行う開館準備期間を経て、令和5年5月に開館することを目指している。

以上である。

横倉図書館長 関戸図書館・永山図書館の自動貸出機等導入に伴う休館について御報告をする。資料については、22番になる。

利用者サービスの向上と業務の効率化を目的に、関戸図書館・永山図書館にICタグを利用したセルフ貸出機、セルフ返却機、予約受取コーナー等を

導入して、10月から運用を開始する。これに伴い、機器の設置やレイアウト変更等があるので、後でお示しする期間に臨時で休館を行う。

1番だが、機器導入の目的と背景である。多摩市立図書館は、全国の同規模の自治体の図書館の中でも利用が非常に多い図書館である。こういった機器の導入によって、貸出、返却、予約業務における受け渡し業務等のセルフサービス化、またカウンターで待たずに貸出・返却を行うとともに、プライバシーの保護を図る等、利用者の利便性の向上と業務の効率の両立を目指していく。

写真のほうを2枚お示ししているところである。左のほうだが、こちらがセルフ貸出機のイメージである。こちらの機器に借りる本を10冊程度置いていただいて、利用者カードを読み取る形で簡単に画面の指示のとおり操作していただくと貸出ができる形になる。

また、右のほうが予約コーナー、予約棚のイメージである。こちらは、図書館の一角にこのような予約棚を設置した予約受取コーナーを置いて、こちらのほうに職員が予約が入った本を用意してこちらに並べる。そちらに利用者の方は、こちらのほうで予約棚の近くに予約照会機があるので、そちらのほうで利用者カードのバーコードを読み取っていただき、用意できている資料があったらレシートが印刷される。そのレシートの棚番号に本が用意されているので、その本をとっていただいて、その後、セルフの貸出機のほうで貸出を行っていただく、そういった流れになっている。

このような形で、例えば図書館のホームページのほうから予約をしていただいて、その予約の本の受取に関しても、このような形でセルフで行っていただく形になると、このような感染症拡大防止という観点から、非接触型のサービスということにも対応できることになるので、このようなタイミングが合ったところである。このような流れになる。

2番だが、休館のスケジュールだが、こちらについては、準備がそれぞれあるので、5日間休館の期間を設けさせていただく。関戸図書館については、10月5日から9日、そして導入した後の開館日のほうは10月10日になる。永山図書館については、休館期間が10月12日から16日、そして開館日が10月17日になる。

このような形になって、現在、周知に関しては館内で掲示、それから図書館のホームページで、こういった休館と、機器の利用の説明についてを周知しているし、またたま広報については9月20日号で特集の記事ということで掲載を予定している。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、21、中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応についてに関して質疑はあるか。

岩崎委員 不調のことをお聞きする。今回、新たに業務委託を締結して、2か月にわたって工事のための設計をしてもらおうということなのかもわからないが、そこに係るお金というのか、予算というのは発出するものなのか。

萩野図書館本館整備担当課長 9月10日付で契約をしてあるので、金額についてはもう確定をしているし、進めているところである。

岩崎委員 そういう不調になったためにまたもう1度こうやって業務委託をしているだけことは、多少そういう可能性というのはいろいろあるのかもわからないが、そういうときの経費というのはどういう形で市は押さえているものなのか。

萩野図書館本館整備担当課長 お答えする。今回の再設計業務委託に関しては、当初から想定をしていたものではない。そのため、中央図書館建設工事の事業の中では予算化はされていない。ほかの事業の中で、図書館の事業の中で契約差金があったものから流用させていただいている。

岩崎委員 今回、いろいろな事情でこういうコロナのような社会的に大きなことが起こったの実際に不調になったということはあるのか。

萩野図書館本館整備担当課長 お答えする。我々、現時点でコロナの関係でというところは把握していない。

岩崎委員 心配するのは、いろいろなことがこれから起こってしまって、それが次の段階に進めないのが時間かかってしまうということはあると思うところで心配するところだが、この2か月間、ある程度設計するということは、先ほどお話いただいたように、なるべく予算の中でできるようにする、何かを変えていくということになっていくのか。

萩野図書館本館整備担当課長 お答えする。再設計業務委託の中では、見積りを立てていく形になるが、当然、時期が違うので、増える項目もあれば減る項目もあると思っている。そのような中で、見直しができる項目については積極的に見直しを図っていきたいと思っている。

岩崎委員 私などは本当に素人で何もわからないが、そういう市民の声を何となく代弁したいという思いで質問している部分もあるので、ぜひまた細かいことでもはっきりわかる可能性のあるときは、ぜひ議会のほうにお伝えいただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 積算の内訳の一部の影響を及ぼしている可能性があるのと、積算の内訳の一部、そこと設計内容の一部というのは同じなのか。

萩野図書館本館整備担当課長 ナンバー1、ナンバー3、それぞれあるが、どの内訳が基準価格を下回ったかというのはお示しすることができない。今後の入札のためということである。

しらた委員 設計内容の一部の見直しというのは、設計が変わるということか。

萩野図書館本館整備担当課長 設計が変わるというのは、工期が変わってくる。工期が変わってくることに伴って工程も変わってくる。そのため、設計内容が当然変わってくるとお捉えいただければと思う。

しらた委員 工期が変わるから内容が変わるのか。物自体は変わるわけではない。

萩野図書館本館整備担当課長 お答えする。物自体は、確かに変わるものではない。ただ、実施内容については、時期が変わることに伴って順番が変わるものもあるかもしれない、さらにいろいろな影響を受けて、例えば公園の整備の影響を受けて様々変わるものもあるかもしれない。そのようなところも含めて再設計業務委託の中で検討しているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、22、関戸図書館・永山図書館の自動貸出機導入に伴う休館について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件については、これで終わる。

23、新型コロナウイルス感染症対策に伴う多摩市公民館施設使用料のモニタリング期間終了後の対応について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、23番である。新型コロナウイルス感染症対策に伴う多摩市公民館施設使用料のモニタリング期間終了後の対応について、永山公民館長の北方より詳細を御説明申し上げる。

北方永山公民館長 協議会資料の23番である。新型コロナウイルス感染症対策に伴う多摩市公民館施設使用料のモニタリング期間終了後の対応について、御説明させていただきます。

公民館は、令和2年3月2日から閉館、一部開館を経て、6月15日から諸室の貸出を開始した。その中で、8月末までモニタリング期間ということでも市内団体の利用については無料で御使用いただいた状況である。そのモニタリング期間が8月末で終了して、現在は、まだコロナウイルス感染症防止の対策が必要なことから、市民の皆さんの安心安全を考慮した上で、制限を設けながら御利用いただいているところであるが、使用料については9月からは通常に戻しての開館ということにさせていただいている。

しかしながら、両公民館にあるホールだが、そちらについては使用者の定員が大幅に制限をする必要があることから、ホールを使用される場合については、9月1日以降、市内団体について使用料を50%減免させていただくことにした。これが資料の上の表のところになる。

そして、資料の下のほうの表になるが、通常、ホールを使用させていただく場合だが、使用当日の150日前に使わない場合にキャンセルのお申し出をいただかない場合には50%キャンセル料というものが発生してしまう。ただ、このコロナウイルス感染症の先行きが見えないこともある。そういった中で、その期間を図書室と同じ30日前にお申し出いただければキャンセル料をいただかないで全額お返す対応をとっていく。

また、今後の状況変化等によって柔軟な対応を図ってまいりたいと思う。説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

鈴木教育部長 ただいま北方公民館長から御報告したが、皆様御案内のとおり、先週、9月11日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会でホール等の収容人員の見直しについて言及がされている。庁内でも、本日、午前、新型コロナウイルス対策本部会議を開催して、今後、公民館のホール、あるいはその他貸出施設等についてのルールの見直しについて着手をしたところである。また決定されたら多摩市として御報告できるかと思うので、併せて御報告申し上げる。

いいじま委員長 本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 4時31分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 4時31分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦